

「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」における第6次計画策定に向けた委員の議論

第5次計画該当項目

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
1	1	-	42	55	19	山本委員	<p>フィルタリングの利用者数あるいは率は、私ども業界の立場で公表させていただいておりますけれども、向上してきております。この法律ができた頃から比べれば、大幅に上昇してきております。ただ、最近の現状を申しますと、内閣府の調査とは少し率が違うのですけれども、総務省の会合等で報告している、あるいは私どもの業界団体のホームページで公表している資料で、加入率も、有効化率も、有効化率は今は「事業者設定率」と言っていますけれども、大体ここ2、3年ぐらいは70%台でずっと推移しておりまして、なかなかそこから上にはいかないということが正直な状況でございます。その理由の分析などはしていないのですけれども、先ほど来、各委員から御議論があったような、あるいは、事務局から御説明があったような、いろいろな事情、状況があるかと思えます。もちろん、一方で、保護者向けにも、店頭に来られた方々を中心に、周知啓発はしているのですけれども、それだけでは、例えば、<u>フィルタリングの利用率を、80%、90%、100%に近づけていくことは、私ども業界側の努力だけではどうしても難しいかな</u>ということを感じている状況でございます。そういう中で、先ほど来、お話がありますように、<u>GIGAスクールでのGIGA端末の普及、低年齢化が広がっていく中で、新たな取組が必要ではないか</u>ということも感じております。その一方で、<u>新たな規制みたいなお話も少しあったのかもしれないのですけれども、環境整備法の基本的な目的は、リテラシー、青少年が自分でインターネットを活用できる能力を高めるということが基本にあることからすれば、規制というよりも、そのような目的に対して、民間事業者としても、自主的・自発的な取組を中心にして、そのような環境ができるように取り組んでいくことが第一だろうと考えておりますので、そういう点では、いろいろな形で御協力できることはさせていただきたいと思っております。ただ、新しい取組について、私どもがデバイスとして提供している携帯電話だけではないということもありますので、その辺の全体的なところはまたこの検討会の中でいろいろと御議論いただければありがたいと思っております。</u></p>	
1	3	④民間主導と行政の支援	42	55	19	山本委員	<p>(再掲1/4) フィルタリングの利用者数あるいは率は、私ども業界の立場で公表させていただいておりますけれども、向上してきております。この法律ができた頃から比べれば、大幅に上昇してきております。ただ、最近の現状を申しますと、内閣府の調査とは少し率が違うのですけれども、総務省の会合等で報告している、あるいは私どもの業界団体のホームページで公表している資料で、加入率も、有効化率も、有効化率は今は「事業者設定率」と言っていますけれども、大体ここ2、3年ぐらいは70%台でずっと推移しておりまして、なかなかそこから上にはいかないということが正直な状況でございます。その理由の分析などはしていないのですけれども、先ほど来、各委員から御議論があったような、あるいは、事務局から御説明があったような、いろいろな事情、状況があるかと思えます。もちろん、一方で、保護者向けにも、店頭に来られた方々を中心に、周知啓発はしているのですけれども、それだけでは、例えば、<u>フィルタリングの利用率を、80%、90%、100%に近づけていくことは、私ども業界側の努力だけではどうしても難しいかな</u>ということを感じている状況でございます。そういう中で、先ほど来、お話がありますように、<u>GIGAスクールでのGIGA端末の普及、低年齢化が広がっていく中で、新たな取組が必要ではないか</u>ということも感じております。その一方で、<u>新たな規制みたいなお話も少しあったのかもしれないのですけれども、環境整備法の基本的な目的は、リテラシー、青少年が自分でインターネットを活用できる能力を高めるということが基本にあることからすれば、規制というよりも、そのような目的に対して、民間事業者としても、自主的・自発的な取組を中心にして、そのような環境ができるように取り組んでいくことが第一だろうと考えておりますので、そういう点では、いろいろな形で御協力できることはさせていただきたいと思っております。ただ、新しい取組について、私どもがデバイスとして提供している携帯電話だけではないということもありますので、その辺の全体的なところはまたこの検討会の中でいろいろと御議論いただければありがたいと思っております。</u></p>	

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
2	1	(1)青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進	5	51	5	上沼委員	現場の、特に詳しい方のところに負荷が集中してしまうということと、また、そういう詳しい人がいるかないかで対応状況が全然違ってしまふということについて若干懸念を覚えています。 実際にお話を聞いていても、例えば、細かい話では、家に持って帰ったときに端末を壊してしまった場合、それについて保護者がどんな責任を負わなくてはいけないのか、という質問があるなど、そういうレベルから皆さん疑問をお持ちという状況です。 町田の事件なども、本来的な問題の原因はGIGAスクールにあるのではないはずなのですが、どうしても、表面的に話題になっているGIGAスクールの点に話が集中してしまう形で、現場の先生たちが最前線に対応しなくてはいけない状況になっていると思います。そういう意味で、 <u>早めにグッドプラクティスの共有等をしていただいて、一定の方向性みたいなものをまとめていただくと、現場としては楽なのではないかと考えています。</u>	(文部科学省)そこはまさに重要なポイントだと私どもも思っております。やはり限られた人材で限界がある部分もあるので、 <u>教育委員会であったり、文部科学省であったり、または、今回の予算でつけた運営支援センターという、人だけではなくて組織で面的に学校現場や先生方を支えていくというのがこれまた大事だと思っております。</u> 確かに、その学校には人材がなかなかいなかったとしても、それこそリモートだったり遠隔の対応も含めて、組織的に学校を支えていくというところで幾ばくかでも適切な運用が図られるように我々も汗をかきたいと思っております。
2	1	(1)青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進	40	55	17	上沼委員	ネット環境の変化は非常に早いのですが、環境整備法が、制定されてから、実質的な改正が1回しかないのです。これはさすがに遅くないですかと思っております。しかも、スマートフォンが出るときに、スマートフォンのフィルタリングの対応が必要であるというお話をさんざん申し上げていたのですが…。スマートフォンのほうが安いから、絶対に今から対策をしないと間に合わないという話をしていたのですけれども、そのときは、スマートフォンの青少年年齢での普及率がそんなに大したことはないから今検討すべき立法事実がないみたいなお話になっており、対応をしないでいるうちに、スマートフォンが爆発的に子どもたちにも普及してしまつて、それまでうまく回っていたフィルタリングの環境から、フィルタリングがない状態で使うことが前提となって変わってしまったということがあったわけなのです。 <u>今、GIGA端末が入って、また大きな転換点があるので、そこはムーブに乗りたいたいとか、過去に乗りそこなったという感じがするので、ここはぜひ乗りたいたいと思っております。</u> 、そういう意味で、 <u>ドラスティックな考え方があってもいいかなと思っている次第です。</u> さっきの視点で、 <u>長時間化と低年齢化は事実として出ているのですけれども、利用するという前提のときに何を対策していく必要があるのか、ということを実際に考えておく必要があります。</u> わちゃわちゃになってしまつてからでは間に合わないのです。うまく利用するためのやり方を教わらないままネットネイティブの人たちが増えていくということは悲しいかなと思うので、そういう意味で、ドラスティックな考え方をもう一度検討してもらえたらいいかなと、過去の10年間をもって思いました。	
2	1	(1)青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進	54	57	3	上沼委員	まず、1点目ですけれども、ファクトチェックに関する言及というのをいただいたのですが、 <u>ファクトチェック以前の前提として、インターネットで得る情報は、いわゆるフィルターバブルやエコーチェンバーなどのせいで、受け取る情報自体に偏りがあるということがインターネットに接する前提としてもっと知られるべきなのではないか。</u> ファクトチェックというのも正しい情報を取得するための一部だとは思いますが、今、接しているものだけではなく、さらに広い、今接していない情報をも前提として判断する、というような点がもうちょっと明記されているといいのではないかと思います。それが、この内容の中のどの辺りで検討されているのかというのが1点です。 もう一つ、 <u>SNS辺りのことですが、利用規約に基づいてサービスを使うという前提なので、規約を読むことの重要性や、規約を守ることの重要性をどこかで学んだ方がいいのではないかと</u> 思います。これは今後の消費者教育にも役に立つことだと思います。例えばSNSは、13歳未満は使ってはいけないにもかかわらず、小学生がX(旧Twitter)を使うとか、それ自体が本来よくないことなので、その辺りのお話がどの辺で検討されているのか御教示いただきたいというのが2点目です。 3点目は教育する体制の問題です。充実した教育をしようとする、教師の側の負担がすごく重くなります。今の先生は、私が小学校のころよりよほど大変だと純粋に思います。そうすると、 <u>重要な内容がどの先生に当たるかできちんと伝わるか伝わらないか全然異なるというようなことになると、子どもに不利益があるとも思われるので、伝えるための体制が現在どんなふうになっているのか、教えていただければありがたい</u> と思いました。	(文部科学省)まず、1点目でございます。ファクトチェックの以前に、インターネットで得る情報について偏りがあるといった御指摘についてでございます。まさに御指摘のとおりかと思っております。インターネット上の情報発信というもの、 <u>明示的に今の学習指導要領の解説の中には偏りがあるというような書き方にはしていませんが、情報には誤ったものや危険なものがあるというのは前提として考えてくれるというのは解説の中では記載しております。</u> 今、御指摘の中でいただきましたエコーチェンバーやフィルターバブルにつきましては、御説明のスライドの中では御紹介を省略しましたが、生成AIのガイドラインを作成するに当たって、御説明を差し上げたスライドの前段といたしまして、フィルターバブルやエコーチェンバーのような現象が起こってくる可能性がある、その上でどういふふう守っていくのだということは言及させていただきました。ただ、 <u>学習指導要領は、今回、生成AIの中で言及しているのですが、それ以外、広くインターネット全般につきましては、私ども大きな課題と受け止めておりますので、今後の情報モラル教育の中でどういふふうに取り扱っていくかという充実方策は検討させていただきたいと思っております。</u> また、2点目のSNSの利用規約等についてでございます。これまで私どもはどちらかという情報セキュリティを守るとか、そういった面で、自明の理のようなところが若干あるような前提で進めさせていただいたのですが、ただ、そこを読むというのは大変重要なことだと思います。これも説明が重複して恐縮ですが、 <u>生成AIのガイドラインをつくるときに、その重要性を改めて認識して、利用規約をきちんと見ましようというものがガイドラインの中にはしっかり記載させていただきました。</u> また、生成AIというものが新しく入ってきたことで、 <u>文科省の中でも、一からサービスを見直して、例えばモラルがどうだとか、利用規約であったり、改めて利用規約を確認するといったものの重要性を各学校現場に周知しました。</u> 入れ子の構造になってしまうのですが、SNSであったり通常のアプリケーションを使うのは当然の状態でございますので、 <u>この点をしっかりと今後周知を図っていく、そういったことを考えているところでもあります。</u> 最後の教師の側の負担といった点でございます。こういった教育活動はこれまでの学校の先生方には恐らくそこまでは重視されていなかった点かと思っております。教員の働き方改革との関係でもいろいろと課題になってくるわけですが、私どもとしては、先ほど御紹介させていただいた動画教材、こういったものは一つのヒントかと思っております。従来の学校教育の中でどういった教材をつくるのかというのは、先生方が頑張つて探してとか、国が直接何か教材をお示しすることはあまりなかったのではないかと思います。今、こういうインターネット等を使うことができますので、 <u>国のほうで、動画教材を各先生が直接そのまま授業に使えるようなものを御提供させていただいています。</u> これはモラルに限らず、プログラミングだったり、情報活用能力を育む教育活動については、 <u>結構私ども意識して動画教材を作ることを重点的にやっております。</u> こういったことでなるべく先生方の、手間という言い方が正しいかどうか恐縮でございますが、先生方の御負担をなるべく軽減しつつも、必要なものはしっかりと先生方が学んでいたたり、子供たちの学習に活用できる教材を御提供する、そういった形を取らせていただいているところでございます。

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
2	1	(1)青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進	15	53	3	尾上委員	<p>私も関心のあるところは持ち帰りのところで、<u>情報リテラシー教育に関しては家庭も一緒にやらないといけない</u>と思っております、先ほどいろいろなお話が出ましたが、<u>ルールをつくって持ち帰りさせるということよりは、安全・安心だということを保護者に理解させることのほうが、がちがちにならなくていいのかなと思っております。</u></p> <p>また、<u>家庭でインターネットにつなぐときには、先ほどのウェブサイトにも必ずつながってから入るとか、せっかく使うのであれば何かそういう仕掛けが必要ということとともに、子供が持って帰って保護者も一緒にやるべきことがないかということ、いろいろな仕掛け方があると思います。</u></p> <p>また、<u>何回かに一度は失敗させてみるということも大事か</u>と思います。学校の中ですばらしいカリキュラムを組まれてやれるところはまだ少ないと思います。こうやって先駆的にやられているところが、試験的になるかもしれませんが、<u>そういう仕掛けをしていながら、事例をどんどん蓄えていって、子供たち、家庭もリテラシー教育のアップとか、いろいろなところにつなげていけるのではないかと思います。</u></p> <p>併せて、<u>保護者と学校の関わり方もGIGAスクールによって大分変わってきている</u>と思います。そこをうまく使うということも、これは学校サイドで考えるというよりは文科省とか教育委員会、そういったところが考えなければいけないことだとは思いますが、<u>積極的に保護者が関わっていくことによって保護者自身の情報量も最新版に切り替えられていきますし、国が伝えたいことがしっかり伝わっていくという機会になるのではないかと思いますので、この端末をうまく使いこなすということが大事</u>と思います。ただ、津下先生のように学級経営をしっかりやられる方もいらっしゃれば、先ほどの竹内先生の話とも重なりますが、なかなかうまくいかないクラスも当然ながらあると思います。それをカバーできる仕組みがどういったところにあるのか、私のほうでは分かりにくいところですが、竹内先生とか有識者の方を中心にそういうところをしっかりとカバーしていくということが大事と思いました。</p>	-
2	1	(1)青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進	60	57	9	佐川委員	<p>情報モラルに関する活動を始めたころには、<u>情報モラル啓発とセキュリティ教育の啓発は異なるもの</u>として昔は取組が進んでいたような気がしており、今回こういう教材を作られるに当たって、<u>項目の設計のところ</u>でどのように工夫しながらその2つの要素のバランスを取られたのか、お伺いしようと思っておりました。</p>	<p>(情報処理推進機構) <u>モラルですと、恐らく正解がないものが多いのではないかと思います</u>のです。そういったものを資料としてIPAとして出していくと、僕はメンテできるけれども、僕ももうすぐ定年なので、誰がメンテするのみたいな話になりました。我々がやるべきなのは答えがあるもの、<u>技術的な分野では、セキュリティの本当のところであれば正解はあるので、それが大体は普遍的なものかな</u>と思うのです。IPAとしては、この大分類を決めるときに、どちらかという正解がはっきりしているものをポリシーとしてやったという経緯がある。</p>
2	1	(1)青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進	59	57	8	曾我部委員	<p>資料1を拝見すると、情報モラルの中に情報セキュリティという概念も恐らく入っているのだろうと理解しました。先ほど御紹介いただいた文科省さんの情報モラル教育ポータルサイトを拝見しますと、文科省作成の資料も教材もありますが、経産省の資料もあり、NHKのコンテンツもあります。お尋ねしたいのは、この収録の方針ということなのですが、端的に言うと、先ほど御説明いただいたIPAさんの教材や、総務省も教材をいろいろ出されて、事業者提供のものもあると思うのですが、<u>そういったものが含まれていない</u>。つまりNHKのものがあり、経産省のものがあり、文化庁のものがあるが、ほかのものはないというところで、<u>どういった方針でやられているのか</u>ということなのです。</p> <p>例えば文科省作成のものだけであれば、ある種、体系性を考慮して厳選して置いてあるのかなと思うわけですが、実際に今あるものは経産省のものやNHKのものもあつたりするので、必ずしも体系的なものではなくて、<u>要するにいろんなものを載せるということなのか</u>かと思ったりするわけです。その割には、IPAさんの教材や総務省の教材、あるいは総務省においては講座もされているというのは今あったとおりであります。ポータルというからには、<u>そういった情報への動線もあつてしかるべきか</u>と思うのですが、<u>どういった方針で情報モラル教育ポータルサイトが運営されているのか</u>、出番が終わったところで大変恐縮ですけれども、御質問させていただければと思います。</p>	<p>(文部科学省) 私どもの情報モラル教育ポータルサイトにつきましては、<u>情報モラル教育事業の運営に当たって、情報モラルを専門とする有識者の方々の御意見をいただきながら、コミュニケーションを取りながら、どういうコンテンツを掲載すべきか、これまで検討してきました。その中で関係省庁とも連携を取りながら、必要な教材を取り扱ってきたという状況でございます</u>。今、御指摘のようなIPAさん、その他の省庁、明示的に何か私どもが意図があつて、取り扱っている省庁があつて、取り扱っていない省庁があるというわけではなくて、<u>これまでの関係性の中でいろいろとコミュニケーションを取ってきた中で、有識者の方からも御推薦をいただきながら掲載してきたというのが経緯でございます</u>。今日の会議もございましたので、御参加の関係省庁ともまた御相談させていただきながら、必要な教材の掲載を検討させていただきたいと思っております。</p>

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
2	1	(1)青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進	1	51	1	竹内委員	現場では、情報担当と生徒指導担当が全く異なる見解を持ちます。誤解を恐れずに端的に書くと、情報担当＝推進、生徒指導担当＝制限、です。特に、生徒指導担当のネットに対する嫌悪感はかなり強く、「子供にネットを使わせると生徒指導事案が起きるので困る」等の声が根強いです。そのあたりの融和というか、歩調を合わせることが重要です。メリット、デメリット、光と影が交錯している状況なので、既存のありかたではなく、縦割りを超えた組織が必要です。例えば、この種の問題で、3つの自治体で同時並行で同じような対策に取り組んでいますが、課題が見えてきました。まず、 <u>知識不足。フィルタリング等への配慮があまりに希薄です。生徒指導の先生は、そういう仕組みを全く知りません。知らされていないというより、知らせるためのシステムを持っていません。それぞれが独自に動いている状況です。これがまず問題。</u>	(文部科学省) <u>生徒指導との連携</u> というのは本当にそのとおりだと思っております。このデジタルの強みというのは、様々なデータ情報を見える化、共有するという意味でも長けておりますし、生徒指導的にも、未然に気づいていくということにも資する部分がございます。 <u>生徒指導ももちろんですけども、福祉との連携。データの利活用といったところも、私ども、進めていきたいと思っております。まず一歩一歩というところかと思っております。また、先生からも御指導をいただきながら、この辺の領域を進めていきたいと思っております。</u>
2	1	(1)青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進	2	51	2	竹内委員	例えばフィルタリング一つとっても統一感がない。例えば、一番シェアが多いデジタルアーツの担当者に聞いたら、今、彼らが使っている標準では、「自殺をほめかす言葉」はブロックされますが、「死ね」等の言葉は書けます。担当者に聞くと、「全国のパッケージとしてそういう形になっている」と。各地で聞いてみると、確かにそうなっています。そういう判断を情報担当の者に任せられて、生徒指導はもとより、上層部も知らないことも多い。情報担当が独自の判断でやっている場合も多くあります。 色々な考えがあると思いますけれども、私は、文房具であるパソコンで「死ね」は書けないでいいと思います。個人の端末のフィルタリングは親の同意が必要ですが、 <u>学校で使う文房具だから、親の一言を取って、こういうフィルターをかけますぐらいのことをしながらやっていくことが、学校で安心してGIGA端末を使うというのは重要なことだと思います。</u> ある自治体で、中学生や小学生が書けない単語を考える取り組みをしています。デジタルアーツ社か、カスタマイズして書けないようにしてくれます。そういう取り組みが必要だと思います。 <u>中学生とフィルタリング会社の協働です。先ほどの高校生も言っていましたけれども、上の年代が下の年代のことを言うのは簡単なのです。上の年代が下の年代にできるようなシステム作りみたいなものをやっていたら、その辺も一つの答えではないかと思えます。</u>	-
2	1	(1)青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進	8	51	8	竹内委員	生徒指導の側で、40か50ぐらいの教育委員会の生徒指導系の人から言われたことなのですけども、先ほど上沼先生もおっしゃった町田のように、頑張って作ったら失敗するからやらないでおこうと上が言っているのだと。これは非常にまずいことだと思います。文科省は、頑張って失敗したところを責めるのではなくて支援する、そういう場所でありたいというか。例えば、先ほど上沼先生からあったように、 <u>チャットで悪口があると、日本の実態は、もう閉めてしまえと、チャットできないようにできないように動いている。私はそれは本来とは違うと思うのです。口頭で悪口を言う子には、悪口を言うなよと叱ってあげます。オンラインで悪口を言った子を機械で仕組みで把握して注意する。そういう仕組みづくりが急務です。それと、持ち帰らず学校が少ない。持ち帰らせたら、夜中にネット使って依存状態になったら大変だからです。その場合、例えば夜10時までしか使えないようなフィルタリングを設定する。これがグッドプラクティスだと思うのです。そういう先進的な事例を文科省はぜひ集めていただきたい。</u> <u>全国学テの場合だったら、あるとき、日本中みんなが秋田県に視察に行きましたね。そんな話、グッドプラクティス集みたいなものを毎年どんどん作って、高校だったらどこがいいとか、中学校だったらどこがいいとか、それに中川先生が解説を書くとかお墨つきを与えるわけです。そうすると日本中がどんどん進んでいくのではないかと思います。それが一点です。</u> もう一点は、牧田先生がおっしゃったのは非常に重要な視点で、そのコンテンツ作りが難しいです。私は実は一昨日、ある学校に行ったのですけれども、ある50代後半の先生は、2年前までは、「電子黒板なんてだめだ」と言っていたが、一昨日、「デジタル教科書、むっちゃいいわ、これ、簡単で、ボタンを押したらできる」とある教科書会社のデジタル教科書を絶賛していました。 <u>教科書会社であるとか、企業であるとか、そういう日本中の英知を結集して、使いやすいものにしていく。文科省だけでやるのはなかなかたいへんなので、それこそそういうところに委託するとか、支援するとか、日本には色々なことがあるので、まさに英知を結集していくときだと思います。</u>	-

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
2	1	(1)青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進	13	53	1	竹内委員	<p>国として持ち帰らせろと言うのであれば、こういう形でやったらいいとか、こういうのでしたらいいとかというような、今の先生のグッドプラクティスをみんなが簡易化してできるような、デジタルアーツとか、いろいろな意見が出てきましたけれども、例えばこの端末はこうしたらいいと簡単にできるようにしないと、学校の先生は津下先生のような堪能な方ばかりではなくて全然知らない人もいっぱいいて、特に校長先生なんかは「フィルタリングというのは何やねん」みたいな人もいますので、<u>分からない人が分かるようにできるようなことを国が主導してやっていくべきだというのが1つ目です。</u></p> <p>2つ目は、今、期せずして先生がおっしゃいましたけれども、教師が制御できるから家に帰ってからのネットの状況も制御できるのです。逆に言うと、学級崩壊しているクラスとか、教師の指導力がないとか分からないというところが持って帰らせたら崩壊してしまいます。今は非常に危うい状況で、教師の指導力任せ、子供たちの判断力任せです。Scratchの問題は今、日本中で出ているのです。ゲームはさせないけれども、Scratchを認めているから、そこでゲームをするというのがいろんなところから出てきます。</p> <p>何が言いたいかというと、子供たちにやらせるのは結局、指導力の問題、教師の力の問題になる。4年かけてやるところを1年に前倒しでやっているの、準備期間としてしようがないと思うのですけれども、<u>今、任せきりになっている部分が出てきて、先生のように非常に上手に学級経営をされる場所はGIGA端末でも指導できるということなので、そうではない若い先生が持っているクラスもあるだろうし、学級が崩壊しかけているクラスもあるだろうし、そういうところでもできるような、文房具として使う限りは必要だと思います。</u>この笛は学級崩壊しているところでは使わせられない、これで頭をど突いて人を殺すかもしれないみたいな感じではないですね、文房具なので。その辺りが一番必要だと思います。</p>	
2	1	(1)青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進	37	55	14	竹内委員	<p>明治安田生命が、去年結婚したカップルの出会いについて調べたら、ネットの出会いが第1位だったと記載されています。第2位は職場での出会い、学校での出会いも同率2位です。<u>ネットの出会いは少子化対策に貢献しているとも読めます。もっと言うと、少子化対策として、ネットの出会いを積極的に活用していく時代になっていく可能性も高いです。</u>教員研修会でこれを見せると、「私もこれを利用して結婚して幸せなので、生徒にノウハウを伝えるべきかもしれないと考えている」と問題提起をされました。どうですか。難しい問題です。もちろん、ネットの出会いで多くのトラブルが起きている現状を考えると安易に勧めることはもちろんできません。その先生は「有料のサイトは真面目な出会いを求めているからいい、無料は危険だ」と付け加えられました。私はとっさに私見と断って、「出会い系サイトは、出会い系サイト規制法で守られているからある程度安全かもしれない。そう考えると、18歳以上にしか勧められない」とコメントしましたが、ある先生は「小学生ぐらいから教えないといけないのではないか」と発言されましたが、ある校長先生は「マッチングアプリなんていけない、そんなものは子どもたちにやらせるべきではない。危険なことがちょっとでもあるところには一切近づけられない」と激怒されました。たしかに私も孫にマッチングアプリはやってほしくないです。でも、孫が結婚できないのもつらいです。<u>私たちも考え方を時代に適合していかなければならないと感じています。</u></p> <p>先ほど言った18歳成人は重要です。そこをゴールに、考えていく必要があります。多くの学校では、子どもたち同士のチャットはできません。GIGA端末をそういう設定にしているからで、町田市での悲しいできごとの影響もあると思います。私は考える必要があると思っています。学校の中で、子ども同士のチャットで小さい失敗をして、こういうことは書いたらいけないよと小学生が終わりの会で叱られるような社会にならなければいけないと私は思うのです。失敗する場所をなくすのではなく、<u>失敗する場所を与えて、そこで指導していく。</u>学校で文房具として情報端末を活用していく意味です。ネットの中の小さい失敗を繰り返して18歳になっていくような社会にしていくためには<u>どういうことが第6次計画では必要か、そんな方向性が必要だと問題提起をしておきます。</u></p>	

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
2	1	(1)青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進	39	55	16	竹内委員	<p>GIGA端末を持って帰ると、深夜に使ってしまう子どもがいます。その対策が充分にできない課題です。フィルタリングを設定していれば簡単にできますが、GIGA端末にフィルタリングをかけていない自治体が3割程度あるそうです。学校が文房具として持たせているので、文房具を深夜に使う必要はないと僕は思います。ただ、中には、塾で帰ってくるのが12時だから1時までやらなければいけないという親もあると思う。そういうところは、親が選べるとか、選択制の制限も検討が必要でしょう。悩ましいところです。昨年から尼崎市教委とそのあたりについて共同研究しています。GIGA端末は、内田洋行が納入していて、フィルタリング会社はデジタルアーツ社のものを使っているの、私を含めて、産官学4者で共同研究を進めています。成果として、学校ごとに夜の時間制限の時間を容易に設定できるシステムを1年かけて確立できました。尼崎ではこういう課題でしたが、各地でこういう取り組みを進めていけば、と思っています。課題は、そのフィルタリングソフトさえ入れていない自治体が、日本の中では3割ぐらいあるのです。その場合、好き放題です。国は、公立には1台4万5000円支給しましたが、4万5000円ではフィルタリングまでは手が回らない自治体が多かった、ということかもしれません。</p> <p>学校の端末で、24時過ぎて、2時、3時に使っている子どもがおれば、注意しないとイケない。それを把握しないとイケない。個人をピックアップして、その子に指導するシステムをつくらなければいけません。学校の文房具の利用について、個人を特定するのは人権問題でも何でもないと私は思います。「学校の文房具だから、こういうことは指導する」とか、「こういう子にはこういう制限をする」ということを保護者の同意を得ておくことが当然必要です。GIGA端末を入れてから、いろいろなことが分かってきた。分かってきたけれども、お金の問題はなかなか難しい。社会全体で子どもたちを見守っていくことが必要で、大人の問題ではないです。情報端末を文房具として使うということは、子どもたちのネット利用に、大人が大手を振って介入できる権利を持ったと考えたら、これはものすごく貴重な機会だと私は思います。第6次計画、第7計画をやっていくときに、GIGA端末ではということを出してやっていくべきだと、私は強く思います。</p>	
2	1	(1)青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進	44	55	21	竹内委員	<p>法律を変えとなると、非常に大変なことだと重々分かっているのですが、これはちょっと語弊がある言葉ですけども、私たちの国は、人が死ぬと動くのですよね。事実以外のことを言うかもしれないので、御指摘ください。例えば、三鷹で大きな事件があった。かくまってくれと、女の子が警察に飛び込んだ。当時は、メールで誹謗中傷されたときには警察はかくまえたけれども、SNSは当時の法律の要件になかったのでかくまえなかったということで保護が遅れた。その後、女の子が亡くなりました。保護の遅れが原因という指摘もあり、通称リベンジポルノ規制法に結び付いたと聞いています。また、先日、誹謗中傷を受けたプロレスラーがお亡くなりになられた。亡くなったという悲しい出来事がありました。それを受け、例えば、削除要請の裁判が2回必要なものが1回でよくなりました。また、侮辱罪が拘留・科料とあまりにも軽過ぎるという指摘があり、懲役・罰金となりました。「人が死ぬと日本の社会は動く」と多くの人が言います。ネットの長時間利用等で青少年が亡くなった韓国では、携帯電話の規制は、時間中心です。シンデレラ法が有名で16歳未満の夜のオンラインゲームを規制していました。私たちは子どもが死ぬ前に動く必要がある。語弊のある、刺激的な言い方をしていますが、私の教え子は、ネットいじめをされたことがきっかけで、人を殺したかもしれません。子どもたちは、ちゃんと守ってあげなければ、殺しもするし、殺されるもする、弱い立場です。例えば、今回のペロペロ事件で、おすしをペロペロした子は、あれはもちろん駄目だけれども、彼らがもっと小学校や中学校で教育を受けていたら変わったかもしれない。コンビニの冷蔵庫に入ったのは、2010年ぐらいで、今から十数年前。その頃は、今回ペロペロした子は生まれていなかったかもしれません。だから、<u>教育は繰り返しやらなければいけません。10年前の冷蔵庫等は静止画でしたが、今は動画です。形は変わっていても、子どもがやることは同じです。原点に戻って、子どもが死ぬ前に動くべきだと私は思っています。</u></p>	

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
2	1	(1)青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進	52	57	1	竹内委員	<p>諸手を挙げて推奨するには時期尚早です。残念ながら、私たちの社会は、こどもたちに安心安全なインターネット環境を提供しきれていません。<u>活用する中の注意事項というか、落とし穴というか、そういう警鐘を鳴らす必要もあります。もちろん、利活用前提ですが、危険性を理解させたいという活用が基本です。</u></p> <p>そういう考えのもと、私自身、いろんなところでそういう教材をつくっているのですが、意外と難しいです。「危険だから近づくな」のほうが簡単です。今後、こどもたちに情報端末の利活用を推奨していくのであれば、危険の提示、危険の見つけ方の訓練、こういうことを注意するとよりよい使い方ができる等、前向きに示していかなければなりません。「<u>こどもに情報端末を利活用させる</u>」は、<u>掛け声的にはきれいですが、同じ時代を生きる大人として、こどもに危険回避能力も同時に身に着けさせる必要があります。</u>そのあたりが今後ポイントです。フェイクニュースや詐欺サイトの見分け方をこどもたちに教授する教材を、私は学生諸君とつくっていますが、こういう方向性がこれから必要だと痛感しています。</p> <p><u>特に、今話題の生成AIなど、これからは活用せざるを得ない時代になってきます。まだ大人も手探り状態の課題ですので、大人にも落とし穴がはっきりと見えていません。</u>このあたりについて、文科省としてはどんな感じで捉えておられるか、お聞きしたいのですが、どうでしょうか。</p>	<p>(文部科学省) 今、御指摘いただきましたように、情報モラル教育というものは、一昔前はどちらかというと、なるべく危険から子供たちを守るというところで、言葉を選ばずに申し上げるならば、情報を速げたりとか、強いフィルタリングをかけて見えないようにさせるといったことの一辺倒だったような点があるかと思います。当然そういった面も重要ではありますが、今、御指摘のように、文部科学省といたしましては、<u>GIGAスクール構想の中で1人1台端末を小学校1年生から全ての児童生徒に配備いたしまして、適切に情報端末と付き合いながら使っていただくということが重要だと思っています。</u></p> <p>そういった中でどうやって使いこなしていくか、私ども、意識は何かしているつもりではあるのですが、今の御指摘であれば、もっともっと踏み込める点があるのではないかと御指摘かと受け止めました。<u>情報モラルというのは、必ずしも使わないためのモラルではなくて、どういふふう子供たちが適切に使っていくか、そういったことをやっていきたいと思っています。</u></p> <p>また、生成AIについてもまさに御指摘のとおりだと思います。<u>私どもも生成AIというのは使わないというわけではなくて、まさに適切にどうやって使いこなしていくかという点が重要だと思っています。</u>国のほうでもパイロット校みたいなものを今月から開始して取り扱っているところでありますが、<u>そういった取組も踏まえまして、子供たちがより適切に生成AIを含む新しい技術をどのように使っていくか、そういったことを広めていきたいと考えております。</u></p>
2	1	(1)青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進	55	57	4	竹内委員	<p>私が一番重視しているのは、チャットの中でのいじめやトラブル等への対応です。これは御意見をお聞かせいただきたいのですが、町田市で、学校が配布したパソコンの中でトラブルがありました。報道では、情報端末のパスワードに課題があったといわれていますが、チャットでのトラブルだったので、日本中、ほぼ全て、学校配布のパソコンの中でこども同士のチャットが基本的にできません。私も、現状ではしょうがないと思っていますが、学校というのは、特に小学校の低学年、中学年のうちは、ある程度失敗して指導される場所でないといけない。「誰々君がネットで悪いことを書いていた、反省してください」と言われて、先生に叱られる場面がこどもたちには必要です。叱られて学んでいくのですが、そういう叱られる権利を、日本のこどもたちは奪われてしまっています。学校で情報端末を活用する意味は、先生の目があるので、安心して失敗できることです。こどもに失敗させて、その失敗を反省させるような取組が必要です。もう一つは、<u>GIGA端末の持ち帰り</u>が各地で進んでいて、その端末をこどもたちが夜遅くまで使ってしまった、保護者が困っている。そういう苦情が各地であります。そのため、GIGA端末を持ち帰らせることができない自治体も増えています。</p> <p>私なりにいろいろな自治体に深く関わっていくと、これは2つ目、チャットできないこと、持ち帰り問題が大きな課題です。国はGIGA端末用にこども1人に4万5000円を用意しました。英断でしたが、4万5000円では、十分なフィルタリングをつけられない場合が多いようです。この2つはフィルタリングである程度対応できることがわかってきているのですが、<u>フィルタリングをかけていない、かけていても十分な性能でない場合、野放しになってしまうのでということがだんだん分かってきました。その辺りの失敗を回避させるための最低限のルールづくり、その辺りについても今後、これは文科省だけでは無理だと思うので、国を挙げてやっていく必要があると思います。</u>利活用とか情報活用能力とかに振っていかなければいけないのですが、一方、私たちは、課題としてこういう問題があって、だからこうしているところを文科省だけでなく国全体で取り組んでいかなければならないと思っています。</p>	<p>(文部科学省) GIGA端末でチャットを使うという点でございます。竹内先生から御指摘ありましたように、GIGA端末の中でOSの標準仕様というのが入っていてチャットを使えるようになっていきます。私どもとしては、<u>チャットを教育活動の中で適切に利用していただきたいとお願いしていて、遠ざけるとするのはむしろ逆効果ではないかという点は私どもも全く同じ認識でございます。</u>まさに御指摘のとおり、失敗するという点で学んでいくこともあります。</p> <p><u>GIGA端末でチャットすることの一番いいメリットは、学校の管理下、教育委員会の管理下であってログも取れる。</u>私どもも願っていますのは、チャットを使うというのは、学校の教育活動の用語で言うと学級経営であったり生徒指導そのものであると考えています。<u>何かあれば、すぐに学校側、教員側が介入してトラブルを防ぐことで、何か過ちを犯したお子さんがいらっしやれば、むしろそこで学んでいく。これは通常、インターネットを使っていなくても、学校の教育活動では、ありとあらゆる場面で生じることでありまして、端末を使っても全く一緒なのだと思います。</u></p> <p>私どもとしましては、<u>むしろ禁止すれば子供たちは、一概に言うのはもしかしたらステレオタイプかもしれませんが、例えば隠れてこっそりネットいじめする、これは誰も管理ができなくなって陰湿ないじめ等につながって、非常に問題だと思っています。</u>むしろ適切な使い方を学んでいく。先生御指摘のとおり、<u>小学校、中学校の段階で学んで、だからこそ適切なリテラシーを身につけていくことが重要だと思っています。</u>できている自治体、学校も少なからずあるところですので、<u>私どもはそういったことをいろいろ学校現場に呼びかけているような状況だということをお知らせさせていただきます。</u></p>

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
2	1	(1)青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進	3	51	3	中川座長代理	<p>今後、この児童生徒一人一人が、ICT環境や情報の関わり方を自分で判断して適切に活用していく力をどのようにつけていくか、それを進めていかなければいけないと思うのです。</p> <p>今回、このメインのテーマは、端末の管理とか、利活用を進める際の留意事項等だとは思っています。それは大事なのですが、1人1台端末環境を普段使っていくために、それをさらに進めていくことが重要だと思うのです。余り使っていないから問題が起きないということでは、先ほど述べたような力が児童生徒についていけないわけです。私も全国を回っていて、端末が整って約半年たったのですが、<u>同じような環境なのに活用頻度とか活用方法などに自治体差、学校差が予想以上についていることに危機感を持っているのです。</u>それで、ここに対して改めてお聞きしたいのですが、<u>児童生徒一人一人が自分で判断してどのように適切に活用していく力をつけていくか</u>ということに対して、今後、何を重点に進めていこうと現時点で考えられているのか、その辺をぜひ御披露いただきたいと思いました。</p>	<p>(文部科学省) 4年でやる整備を1年でやって、今年度からよちよち歩きで使い始めたというのが現場の実情というところがあります。なので、まだまだこれからという自治体、学校も多い。一方で、頑張っただけのところもあるというところ、今、少しまだ模様になっている状況かなと思います。これは末松大臣も前萩生田大臣もおっしゃっていましたが、<u>まずは、一個一個課題を潰してスモールステップでやっていくのだというところが大事なのかと。</u></p> <p>ステップ1としては、子供たちと一緒に先生方もまずは使ってみる、楽しんでみるというところから始まって、そして、目指すべき個別最適な学び、または協働的な学びというのがICTでできるようにしていくということだと思っています。その過程の中では、先生に今日御紹介いただいたようなStuDXチームの支援ですとか、何より先生方をしっかり支えていかなければ、このプロジェクトはなかなか前に進まない。</p> <p><u>先ほどの25万件超のデジタル庁のアンケートを御紹介しましたが、その中で教職員からも御意見をいただいたのです。教職員から一番多かった意見は、特定の教職員に負担が集中してしまうというのがあります。詳しい先生だったり、ICT担当の先生。または、管理職の理解がなかなか得られないというのもありました。その辺がボトルネックのひとつだと考えているところでは、そういうところ</u></p> <p><u>に、GIGAスクール、今回の運営支援センターとか、私どもプロジェクトチームの支援の手を差し伸べていった先に、個別最適、基本的な学びの実現というのがあるのかなと思っています。そういう段階を上るようにして一歩ずつ前に進めていきたいと思っています。</u></p>
2	1	(1)青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進	38	55	15	中川座長代理	<p>私は、GIGAスクールが始まってから3年間、本当にいろいろな全国の学校、自治体に入っているのですが、いま一つ分かれているのが持ち帰りなのです。持ち帰りをどんどんやってくださいという自治体と、いや、まだできませんという自治体があって、これは本当に分かれていて、もちろん不安で持ち帰りをさせられないということも分かるのですが、結局、教師の目が離れるわけですよね。そこがこれから勝負だなという感じがすごくして、私が関わっている九州のある自治体では、問題は起る、必ずいろいろ起る、それをとにかく学校内でどう共有できるかがポイントだということ、教育委員会が口酸っぱく言っているわけです。何を言いたいかというと、先ほどから議論になっていますように、今後、<u>制限からどう活用していくのかというフェーズに入っていくと私も思います。</u>子どもたちにどのような力をつけるのか。主人公は子どもなのですが、だからこそ、<u>今こそ、周りの大人、保護者や教師の考え方、あるいは、どのように共同体として当たっていくのか</u>ということが求められているのではないかと思いますので、ぜひこの辺を今後の次の期に入れていただきたいと思っています。</p>	
2	1	(1)青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進	53	57	2	中川座長代理	<p>いろいろな手を文部科学省が打たれてやられている様子は把握も理解もしております。その中で、これは自分も関わっていて難しいと思うのは、<u>情報モラル教育は情報活用能力に含むというふう</u>に書かれていて、<u>情報活用能力の周知がなかなか難しいと感じています。</u>なぜかという、結局やってもやらなくてもいいという、学習指導要領上に学習の基盤となる資質・能力とされていますが、ただ、<u>教科の縦軸に対して情報活用能力というのは横軸なので、つまり実際にどこで実施するのか、どうやって実施するのか、そこで足止めを食らっている教員の方がすごく多いのではないかと思います。</u>そのために、私は私の立場でできることはやっていますが、文部科学省としてその辺をどう捉えて、多分、この先お勧めするだけでは駄目だと思いますので、その辺についての現在のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。</p>	<p>(文部科学省) 今、中川先生が御指摘いただいた情報活用能力といったもの、特に周知というか、学校現場での理解というものが、解釈がなかなか難しいといった点、私どもも様々な場面から御指摘いただいております。ただ、情報活用能力というのは、今次の学習指導要領、平成28年度以降に改訂した学習指導要領の中で規定をしているのですが、その後にGIGAスクール構想が始まって、1人1台端末の配備が始まりました。時系列的にいうと、情報活用能力のほうが少し早いのですが、この能力というのは、子供たちにとって必要不可欠な資質・能力だと思っています。したがって、私どもといたしましても、<u>情報活用能力を育成する学習活動をどうやって全ての小・中・高等学校に落とし込んでいくか、そういった点は大変重要な政策課題と受け止めています。</u></p> <p>一例を申し上げますと、今日は情報モラル教育ということなので、説明を少し省略させていただいたのですが、<u>今年度からリーディングDXスクール事業というものを行ってございまして、全国全ての都道府県、政令指定都市に拠点校を配備して、1人1台端末を使った新しい学びはどうあるべきかということに取り組んでいます。そういった学びの成果等を全ての学校に広めることで情報活用能力を育む教育活動はどうあるべきかということ</u>を現場のほうに強力に周知して、<u>取組の周知を図っていき</u>たいと考えているところでございます。</p>

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
2	1	(2)学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進	34	55	11	尾上委員	上沼委員と全く同じことを考えておりました。最近、特に教育関係のコンテンツが早い段階で販売されているということを考えると、事業者、特に教育関係事業者の動きはすごく気になっているところもありまして、丸々、先ほどおっしゃっていたとおりのことが本当に必要なと思っております。保護者の啓発に関しては、 <u>牧田委員も含めて、いろいろと努力されてきたとは思いますが、なかなかそこまで浸透しないということを考えると、最初の本当に入り口の段階でどうするのかということに真剣に取り組んでいかないといけないかなと思います。また同じような意見ですが、反映していただきますようお願いしたいと思います。</u>	
2	1	(2)学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進	2	51	2	竹内委員	(再掲1/2) 例えばフィルタリング一つとっても統一感がない。例えば、一番シェアが多いデジタルアーツの担当者に聞いたら、今、彼らが使っている標準では、「自殺をほのめかす言葉」はブロックされますが、「死ね」等の言葉は書けます。担当者に聞くと、「全国のパッケージとしてそういう形になっている」と。各地で聞いてみると、確かにそうなっています。そういう判断を情報担当の者に任せられて、生徒指導はもとより、上層部も知らないことも多い。情報担当が独自の判断でやっている場合も多々あります。 色々な考えがあると思いますけれども、私は、文房具であるパソコンで「死ね」は書けないでいいと思います。個人の端末のフィルタリングは親の同意が必要ですが、 <u>学校で使う文房具だから、親の一言を取って、こういうフィルターをかけますぐらいのことをしながらやっていくことが、学校で安心してGIGA端末を使うというのは重要なことだと思います。</u> ある自治体で、中学生や小学生が書けない単語を考える取り組みをしています。デジタルアーツ社か、カスタマイズして書けないようにしてくれます。そういう取り組みが必要だと思います。 <u>中学生とフィルタリング会社の協働です。先ほどの高校生も言っていましたけれども、上の年代が下の年代のことを言うのは簡単なのです。上の年代が下の年代にできるようなシステム作りみたいなもの</u> をやっていければ、その辺も一つの答えではないかなと思います。	
2	1	(2)学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進	8	51	8	竹内委員	(再掲) 生徒指導の側で、40か50ぐらいの教育委員会の生徒指導系の人から言われたことなのですが、先ほど上沼先生もおっしゃった町田のように、頑張って作ったら失敗するからやらないでおこうと上が言っているのだと。これは非常にまずいことだと思います。文科省は、頑張って失敗したところを責めるのではなくて支援する、そういう場所でありたいというか。例えば、先ほど上沼先生からあったように、 <u>チャットで悪口があると、日本の実態は、もう閉めてしまえと、チャットできないようにできないように動いている。私はそれは本来とは違うと思うのです。口頭で悪口を言う子には、悪口を言うなよと叱ってあげます。オンラインで悪口を言った子を機械で仕組みで把握して注意する。そういう仕組みづくりが急務です。それと、持ち帰らず学校が少ない。持ち帰らせたら、夜中にネット使って依存状態になったら大変だからです。その場合、例えば夜10時までしか使えないようなフィルタリングを設定する。これがグッドプラクティスだと思うのです。そういう先進的な事例を文科省はぜひ集めていただきたい。</u> <u>全国学テの場合だったら、あるとき、日本中みんなが秋田県に視察に行きましたね。そんな話、グッドプラクティス集みたいなのを毎年どんどん作って、高校だったらここがいいとか、中学校だったらここがいいとか、それに中川先生が解説を書くとかお墨つきを与えるわけです。そうすると日本中がどんどん進んでいくのではないかなと思います。それが一点です。</u> もう一点は、 <u>牧田先生がおっしゃったのは非常に重要な視点で、そのコンテンツ作りが難しいです。私は実は一昨日、ある学校に行ったのですが、ある50代後半の先生は、2年前までは、「電子黒板なんてだめだ」と言っていたが、一昨日、「デジタル教科書、むっちゃいいわ、これ、簡単に、ボタンを押したらできる」とある教科書会社のデジタル教科書を絶賛していました。教科書会社であるとか、企業であるとか、そういう日本中の英知を結集して、使いやすいものにしていく。文科省だけでやるのはなかなかたいへんなので、それこそそういうところに委託するとか、支援するとか、日本には色々なことがあるので、まさに英知を結集していくときだと思います。</u>	

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
2	1	(2)学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進	28	55	5	竹内委員	<p>一番所持が急増する年齢が1歳ずつ早くなっている。これは実はとても大きなことで、今回の調査では10歳が一つの壁です。(中略)つまり、<u>これから啓発の中心になっていくのは小学生、</u>がポイントの1つ目です。</p> <p>2つ目のポイントは、成人年齢が18歳に引き下げられたということです。(中略)フィルタリングももちろん大事ですが、出口のぎりぎりまでフィルタリングで守ってあげることが子どもたちにとっていいことか悪いことか、考え直さないといけない時期に来ているのではないかと思います。<u>ネット利用が早まったことに加え、成人年齢が引き下がったということもあるので、18歳になったときは、フィルタリングで守らなくても大丈夫なように教育、啓発が完成していることが必要です。</u></p>	
2	1	(2)学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進	35	55	12	竹内委員	<p>これまでこういう議論があったと私は聞いていますが、これまでは、私たち大人は、こどものネット利用の対策は、「利用の制限や禁止」を中心にやってきました。子どもたちが、ネット上の悪いものに接しない工夫をしてきました。そこから今、急激に「利活用」に大きくかじを切っている印象です。GIGAスクール構想しかり、乳幼児の利用しかり、ちょっと語弊はありますけれども、少々危険があっても取りあえずやらせようと日本全体としてかじを切ったということだと思うのです。GIGAスクール構想は十分に練られた上で出発したわけではないわけです。4年かけて準備しようというのが、コロナ禍もあって、1年で前倒しをしたので、今、教育業界はかなり混乱しています。もちろん必要な混乱ですが、第6次計画、第7次計画に向けて、私たちは、今、上沼委員がおっしゃったように、<u>利用を前提として、制限・禁止から利活用に向けたものにしなればいけない</u>と思います。もっと言うと、<u>第5次計画までは、私たちは、フィルタリング、つまり「制限」をメインに進めてきましたが、これからは、制限だけではなくて、子どもたちが自分の判断で悪いものには手を出さないという、教育の部分です。自分で利活用できるこどもに育てていく、そういう大きな転換が私たちに必要だ</u>と思います。例えば、私が中学校教員の頃、麻薬等の薬物対策は、子どもたちに一切麻薬を近づけないというところから、麻薬が目の前にあっても使わないようなこどもにしようと、ある時期に歴史的転換期がありました。ネット問題でも私たちの社会は、当然そういう方向にこれから行かなければいけないと感じています。子どもたちに、「ネットは便利だけれど、ごめんなさい、私たちの社会は、完全に安全な環境を用意できていません。用心してつかいましょう」くらいの態度を示していく必要があります。<u>とはいえ、小学1年生には見せられないような、アダルトとか殺人とかそういうものはフィルタリングではなくて、映画の18禁のように、最初から見せない前提の社会を作っていく必要もあります。</u></p>	
2	1	(2)学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進	14	53	2	榎田委員	<p>全国的にGIGAスクール構想ということで始めたと思っていて。本校は毎日持ち帰るという区の方針に準じて運用しております。それに伴って、区としてフィルタリングをかけてこのように使っていきますという運用ガイドを作って、それでやっていますが、必ず子供は抜け道を見つけるということなのです。やはり<u>100%安全にすることはできないので、こういうふうに使おうというその部分が非常に大事</u>ということと、<u>地域差や保護者の考え方というのは、学校ごと、クラスごと、様々なので、そこに対して学校は適切に判断して対応していく</u>ということを今、行っているところです。一つの事例としてこれが全国展開するにはどうしたらよいかというところを今後考えていく必要があるかなと思っております。</p>	

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
2	1	(2)学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進	31	55	8	梶田委員	<p>要望を、1つ、お伝えさせていただきます。検討の視点で、低年齢層の利用率というところで、小学生は6歳から12歳までいるわけなのですが、現時点では、学校ではセーフティ教室という形で、もちろん防犯や交通安全もするのですが、その中でネットを安全に活用する勉強もさせていただいています。毎年、e-ネットキャラバンなども利用させていただいているのですが、<u>その内容、コンテンツが、今のスピードに追いついていないかな</u>という感じがしています。例えば、保護者向け、小学生向け、中学生向けみたいな、3つぐらいのパターンで回していらっしゃるのかなという気がしています。先ほどから出ていますように、<u>既に小学校の低学年のうちからこの教育はしていかなければならないので、もう少しコンテンツに幅を持たせていただきたい</u>ということと、<u>どうしても保護者の方にも一緒に勉強してほしい</u>ということで、<u>土曜公開でやりたい</u>と思っているのですが、<u>大体いっばいで断られてしまう</u>ということが現場での困りごとです。もう1点としては、当然、子どもたちのリテラシーに関する学習は学校でも行っているのですが、最近、コロナの影響もあるせいか、保護者同士のSNSトラブルで、学校に「何とかしてください」という要望が増えているということで、<u>保護者向けの啓発ももう一度考えてみたらどうか</u>ということで、ぜひともこの検討会でも議題にのせていただければありがたいと思っています。よろしくお願いいたします。</p>	
2	1	(2)学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進	36	55	13	牧田委員	<p>これからの方向性において、先ほどから出ていているように、今の子どもたちはネットネイティブになっていることは事実だと思うのです。先ほどから議論が出ているように、制限するというよりは使うことを前提に考えていくことが大事だと思っています。そうであれば、今、我々はどうやってリテラシーを高めるかということにずっと腐心してきたわけで、<u>その本来の目的であるリテラシーをどう高めるかというポイントも、そろそろ次の段階で議論すべきではないか</u>と思っています。ネットというか、スマホが子どもたちのところに入ってきて何が変わったかということ、何でもすぐ答えが出てしまう環境になったということなのですね。我々は、昔、子どもの頃、何か調べ物をすると、あっちを引っ張って、こっちを引っ張って、その中で、思考力というか、そのプロセスの中でいろいろなことを培ってきた経験があるわけなのですが、今の子どもたちは、ネットでやってしまうと一発で出てきてしまし、いろいろな方面の情報がわっと入ってくると、非常に短絡的というか、情報がつながらなくて、思考回路に若干深みがなくなってきているのではないかと私は感じているわけがあります。それでは、どうすればいいかという話なのですが、<u>ネットとは離れたところで、思考力を養う</u>というか、<u>深い思考力が身につくようなことをやっていく、これが正しいかどうか分かりませんが、例えば、本を読ませる、論理的に物事を考えさせるような習慣をネット以外のところでつけさせる</u>という方策も、もしかしらこれからの対策としてありなのかなと感じています。これはよく言われる話で、スティーブ・ジョブズが自分の子どもにはiPhoneを持たせないと言ったのは、まさにこれを予言していたのではないかなと私は思っています。</p>	

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
2	1	(2)学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進	42	55	19	山本委員	<p>(再掲2/4) フィルタリングの利用者数あるいは率は、私ども業界の立場で公表させていただいておりますけれども、向上してきております。この法律ができた頃から比べれば、大幅に上昇してきております。ただ、最近の現状を申しますと、内閣府の調査とは少し率が違うのですけれども、総務省の会合等で報告している、あるいは私どもの業界団体のホームページで公表している資料で、加入率も、有効化率も、有効化率は今は「事業者設定率」と言っていますけれども、大体ここ2、3年ぐらいは70%台でずっと推移しておりまして、なかなかそこから上にはいかないということが正直な状況でございます。その理由の分析などはしていないのですけれども、先ほど来、各委員から御議論があったような、あるいは、事務局から御説明があったような、いろいろな事情、状況があるかと思えます。もちろん、一方で、保護者向けにも、店頭に来られた方々を中心に、周知啓発はしていますのですけれども、それだけでは、例えば、<u>フィルタリングの利用率を、80%、90%、100%に近づけていく</u>ということは、私ども業界側の努力だけではどうしても難しいかなんということは感じている状況でございます。そういう中で、先ほど来、お話がありますように、GIGAスクールでのGIGA端末の普及、低年齢化が広がっていく中で、<u>新たな取組が必要ではないか</u>ということも感じております。その一方で、<u>新たな規制みたいなお話も少しあったのかもしれない</u>のですけれども、環境整備法の基本的な目的は、リテラシー、青少年が自分でインターネットを活用できる能力を高めるということが基本にあることからすれば、<u>規制というよりも、そのような目的に対して、民間事業者としても、自主的・自発的な取組を中心にして、そのような環境ができるように取り組んでいくことが第一だろうと</u>考えておりますので、そういう点では、<u>いろいろな形で御協力できることはさせていただきたい</u>と思っております。ただ、<u>新しい取組について、私どもがデバイスとして提供している携帯電話だけではない</u>ということもありますので、その辺の全体的なところはまたこの検討会の中でいろいろと御議論いただければありがたいと思っております。</p>	
2	1	(2)学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進	58	57	7	山本委員	<p>総務省関係の団体のマルチメディア振興センターというところで「e-ネットキャラバン」という情報通信関係の出前講座みたいな取組をしております、その講師には私どもの通信事業者の社員なども参加しておりますし、通信事業者に限らず、情報関係、メーカーの社員の方など専門の方が広く参加していると聞いております。そういう意味で、<u>教材と、それを使って教える人との連携、そういうことが全国の学校などで青少年の方々にこのような教材の内容などを浸透させていくには大変有効</u>というか、<u>重要なのではないかと思います</u>。特にお答えをというわけではないのですが、そういう取組が今後さらに進んでいけば望ましいのではないかと思います次第です。</p>	<p>(情報処理推進機構) 講師派遣事業ではなく、では我々がやるべきことは何なのかというところで、IPAの強みが生かせるのはコンテンツなので、例えば総務省さんともお話をされていて、教材の話をしていの中で「e-ネットキャラバンさんのほうでも資料を作りますよね。IPAの教材を使ってほしい」というところで、<u>いろんなネットワークを使って私どものプロデュースした資料をどんどん拡散して</u>いこうかと思っていたところです。その御縁もあって、また別の機会でもマルチメディア振興センターの方も来ていただきまして、実はコンテンツづくりで悩んでいるみたいな話を聞いて、みんなでNISCの黄色い本をベースとしてやっていけばいいのではないですかと、少なくともIPAは黄色い本準拠で、政府はこう考えていますと、何か文句を言われたら、それは黄色い本のせいですと言ってしまえばいいので、そこで間違っているのだったら、IPAも全力でそこは直しにいきますので、いいものを黄色い本としてみんなで使っていけばいいのかなとは思っておりました。<u>教材の普及啓発という意味で、私どもの持てるコネクションを最大限に使って広めていきたいと思っております</u>。ありがとうございます。</p>

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
2	1	(3)「ネット上のいじめ」に対する取組等の推進	44	55	21	竹内委員	<p>(再掲) 法律を変えとなると、非常に大変なことだとは重々分かっているのですけれども、これはちょっと語弊がある言葉ですけれども、私たちの国は、人が死ぬと動くのですよね。事実以外のことを言うかもしれませんが、御指摘ください。例えば、三鷹で大きな事件があった。かくまってくれと、女の子が警察に飛び込んだ。当時は、メールで誹謗中傷されたときには警察はかくまえたけれども、SNSは当時の法律の要件になかったのでかくまえなかったということで保護が遅れた。その後、女の子が亡くなりました。保護の遅れが原因という指摘もあり、通称リベンジボムノ規制法に結び付いたと聞いています。また、先日、誹謗中傷を受けたプロレスラーがお亡くなりになられた。亡くなったという悲しい出来事がありました。それを受け、例えば、削除要請の裁判が2回必要なものが1回でよくなりました。また、侮辱罪が拘留・科料とあまりにも軽過ぎるという指摘があり、懲役・罰金となりました。「人が死ぬと日本の社会は動く」と多くの人が言います。ネットの長時間利用等で青少年が亡くなった韓国では、携帯電話の規制は、時間中心です。シンデレラ法が有名で16歳未満の夜のオンラインゲームを規制していました。私たちはこどもが死ぬ前に動く必要がある。語弊のある、刺激的な言い方をしていますけれども、私の教え子は、ネットいじめをされたことがきっかけで、人を殺したかもしれません。こどもたちは、ちゃんと守ってあげなければ、殺しもあるし、殺されるもする、弱い立場です。例えば、今回のペロペロ事件で、おすしをペロペロした子は、あれはもちろん駄目だけれども、彼らがもっと小学校や中学校で教育を受けていたら変わったかもしれない。コンビニの冷蔵庫に入ったのは、2010年ぐらいで、今から十数年前。その頃は、今回ペロペロした子は生まれていなかったかもしれません。だから、<u>教育は繰り返しやらなければいけません。10年前の冷蔵庫等は静止画でしたが、今は動画です。形は変わっていても、こどもらがやることは同じです。原点に戻って、こどもが死ぬ前に動くべきだと私は思っています。</u></p>	
2	1	(3)「ネット上のいじめ」に対する取組等の推進	55	57	4	竹内委員	<p>(再掲) 私が一番重視しているのは、チャットの中でのいじめやトラブル等への対応です。これは御意見をお聞かせいただきたいのですが、町田市で、学校が配布したパソコンの中でトラブルがありました。報道では、情報端末のパスワードに課題があったといわれていますが、チャットでのトラブルだったので、日本中、ほぼ全て、学校配布のパソコンの中でこども同士のチャットが基本的にできません。私も、現状ではしょうがないと思っていますが、学校というのは、特に小学校の低学年、中学年のうちは、ある程度失敗して指導される場所であればいけない。「誰々君がネットで悪いことを書いていた、反省してください」と言われて、先生に叱られる場面がこどもたちには必要です。叱られて学んでいくのですが、そういう叱られる権利を、日本のこどもたちは奪われてしまっています。学校で情報端末を活用する意味は、先生の目があるので、安心して失敗できることです。こどもに失敗させて、その失敗を反省させるような取組が必要です。もう一つは、GIGA端末の持ち帰りが各地で進んでいて、その端末をこどもたちが夜遅くまで使ってしまうと、保護者が困っている。そういう苦情が各地であります。そのため、GIGA端末を持ち帰らせることができない自治体も増えています。</p> <p>私なりにいろいろな自治体に深く関わっていくと、これは2つ目、チャットできないこと、持ち帰り問題が大きな課題です。国はGIGA端末用にこども1人に4万5000円を用意しました。英断でしたが、4万5000円では、十分なフィルタリングをつけられない場合が多いようです。この2つはフィルタリングである程度対応できることがわかってきているのですが、フィルタリングをかけていない、かけていても十分な性能でない場合、野放しになってしまうのでということがだんだん分かってきました。その辺りの失敗を回避させるための最低限のルールづくり、その辺りについても今後、これは文科省だけでは無理だと思うので、国を挙げてやっていく必要があると思います。利活用とか情報活用能力とかに振っていかなければいけないのですが、一方、私たちは、課題としてこういう問題があって、だからこうしていこうというところを文科省だけでなく国全体で取り組んでいかなければならないと思っています。</p>	<p>(文部科学省) GIGA端末でチャットを使うという点でございます。竹内先生から御指摘ありましたように、GIGA端末の中でOSの標準仕様というのが入っていてチャットを使えるようになっていきます。私どもとしては、<u>チャットを教育活動の中で適切に利用していただきたいとお願いしていて、遠ざけるとするのはむしろ逆効果ではないかという点は私どもも全く同じ認識でございます。まさに御指摘のとおり、失敗するという学んでいくこともあります。</u></p> <p><u>GIGA端末でチャットすることの一番いいメリットは、学校の管理下、教育委員会の管理下であってログも取れる。</u>私どももお願いしていますのは、チャットを使うというのは、学校の教育活動の用語で言うと学級経営であったり生徒指導そのものであると考えています。<u>何かあれば、すぐに学校側、教員側が介入してトラブルを防ぐことで、何か過ちを犯したお子さんがいらっしやれば、むしろそこで学んでいく。これは通常、インターネットを使っていなくても、学校の教育活動では、ありとあらゆる場面で生じることでありまして、端末を使っても全く一緒なのだと思います。</u></p> <p>私どもとしましては、<u>むしろ禁止すれば子供たちは、一概に言うのはもしかしたらステレオタイプかもしれませんが、例えば隠れてこっそりネットいじめする、これは誰も管理ができなくなって陰湿ないじめ等につながって、非常に問題だと思っています。</u>むしろ適切な使い方を学んでいく。先生御指摘のとおり、小学校、中学校の段階で学んで、だからこそ適切なリテラシーを身につけていくということが重要だと思っています。できている自治体、学校も少なからずあるところですので、<u>私どもはそういったことをいろいろ学校現場に呼びかけているような状況だということをお知らせさせていただきます。</u></p>

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
2	1	(4)青少年の情報「発信」を契機とするトラブルに対する取組等の推進（自画撮り、誹謗中傷等への対応）	29	55	6	上沼委員	<p>環境整備法の立てつけが基本的にはアクセス制限になっているのが不十分ではないか、という点について、改めて考える時期なのではないかと思っています。<u>今までは、発信の部分は普及啓発で頑張りました。青少年は有害情報の接触の機会を最低限にするという形で守りましたという話だったので、インターネットをどんどん使わせようということだったら発信も当然視野に入ります。発信も行うという前提の中でどうするのかということを考えていかないと、発信したいという子にフィルタリングをかけても意味がないというか、単純にフィルタリングを外すだけのことになってしまうので、そこを考えなければいけないなと思いました。</u>これは、コメントです。</p> <p>また、フィルタリングの認知について、「知っていた」が減って「何となく知っていた」が増えるという先ほどの最後の部分は、<u>恐らくいろいろな言葉、「ペアレンタルコントロール」とか、「スクリーンタイム」など、類似の概念を示す複数の言葉が存在するために言葉がだんだん難しくなっていて、わけが分からなくなっているということの一つの表れかなと思いました。</u>質問ではなくてこれもコメントになってしまったのですけれども、その辺も含めて、今後、考えていかないといけないかなと思いました。</p>	
2	1	(4)青少年の情報「発信」を契機とするトラブルに対する取組等の推進（自画撮り、誹謗中傷等への対応）	27	55	4	竹内委員	<p>各省庁が熱心に取り組んでおられることは私も同感ですが、中川先生がおっしゃるように、多くの方に見てもらおう工夫は急務だと思います。また、曾我部先生や上沼先生がおっしゃったように、時代が進んでしまったことに対する工夫も必要だと思います。例えば、内閣府の調査で、2歳児の62%がネット利用をしていることがわかっていて、さらに小学校1年生はGIGAスクール構想で全員が学校で情報端末を使うという新しい時代に入っています。別の会議でも発言したことを再度話します。小学校の先生（50代男性）から、「児童が映っている写真がネット炎上している」と相談された時のことです。その先生は「誹謗中傷相談窓口 性的な画像」で出てきたある協会に相談しようとしたら電話相談ができないので、文部科学省の電話相談に電話をしたら「ネットのことは対応できないので子どもの人権110番を紹介します」と言われたそうですが、電話が繋がらなかった。困った先生は市教委に相談したら警察に電話するように言われ、近所の交番でやっと話を聞いてもらえたそうです。警察は事情を聞いてくれたのですが、問題の画像を消してしまっていたので、対応に時間がかかっている、という状況です。先生の知識のなさをなじることは簡単ですが、先生方もどうしていいかわかりません。<u>参考になるサイトだけでなく、トラブル対応についても、わかりやすくしていく必要があると思います。</u>年配の先生は特に、ネットでの対応ではなく、対面、できれば電話対応を希望されます。そのあたりも重要だと思います。新しい時代に対応するために、6次計画では、その辺りについても見直さなければいけないと改めて感じています。特に、今おっしゃったような<u>フィルタリングの容易化</u>です。私は高校生には説明できるけれども、小学校1年生への説明は難しいです。ですから時代に対応したフィルタリングを実装しているかどうかに加え、<u>小学校1年生への配慮が重要です。</u>その辺りは、第1次計画や第2次計画の頃からは明らかに変わったので、私たちは真正面から向き合っていく必要があると思います。</p>	
2	2	(1)地域・民間団体・事業者等による継続的な教育・啓発活動への支援	51	56	7	佐川委員	<p>(総務省のICT活用のロードマップに対する意見) <u>生涯教育であったり社会教育の観点で地域での各組織連携を進めていくということが私どもとしても効果的であったと、取組の中で感じております。</u>御説明いただいた中に生涯教育や社会教育等々の連携も記載いただいておりますので、その辺り、私どもとしても強く期待するところでもございますし、私どものこれまでの知見等でお役に立てることがあれば御共有等をさせていただければと思います。</p>	

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
2	2	(1)地域・民間団体・事業者等による継続的な教育・啓発活動への支援	60	57	9	佐川委員	(再掲) 情報モラルに関する活動をし始めたころには、 <u>情報モラル啓発とセキュリティ教育の啓発は異なるものとして昔は取組が進んでいたような気がしており、今回こういう教材を作られるに当たって、項目の設計のところでのように工夫しながらその2つの要素のバランスを取られたのか、お伺いしようと思っていました。</u>	(情報処理推進機構) モラルですと、恐らく正解がないものが多いのではないかと思います。そういったものを資料としてIPAとして出していくと、僕はメンテできるけれども、僕ももうすぐ定年なので、誰がメンテするのみたいな話になりました。我々がやるべきなのは答えがあるもの、 <u>技術的な分野では、セキュリティの本当のところであれば正解はあるので、それが大体は普遍的なものかな</u> と思うのです。IPAとしては、この大分類を決めるときに、どちらかという正解がはっきりしているものをポリシーとしてやったという経緯がある。
2	2	(1)利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリング等の実現に向けた取組	12	52	4	中川座長代理	加えてという観点なのですが、今、GIGAスクール構想が2年経って、児童生徒1人1台端末、大体全国の学校100%近くになりました。それで、今すぐ一つ課題になっているのが持ち帰りなのです。これは学校の教師がいわゆる目が届く範囲ではないところで結構使い始めているという状況が実際に起きています。 そうすると、ここの検討の視点に今、1番、2番、3番とあります。1番は例えば環境という観点で整備的な部分が強いと思うのですが、3番になりますと、結構本人がどう振る舞うのか啓発の部分非常に大きくて、やはりこれから先、青少年自身がどのように適切に情報を受け取って発信できるのか、どう振る舞うのか、そういう力をどうつけていくのかという、この資料のどこかにもありましたけれども、セルフコントロールといいますが、そういう部分が非常にこれから重要になってくると思うのです。ですから、 <u>環境整備と情報リテラシーみたいな力をどうつけていくかというのは、私は一体的に取り組むことが大事で、ぜひここにそういう検討の視点を加えていただければなと思っています。</u>	(木村座長) <u>今後の検討でそういう点も含めて議論できればと思います。</u>
2	2	(2)地域におけるベストプラクティス等の情報共有・集約化の促進・支援	26	55	3	上沼委員	1-1の進捗状況の部分についてです。今のお話と関連して聞いていたのですが、各省庁様からの御説明をきいていると、「1. 教育及び啓発活動の推進」が中心となっているような印象を受けました。 <u>普及啓発に関する情報は、なるべくポータルサイトを作成してそこにアップしていただければ、</u> ということは、私も、この前、申し上げたところです。いつも省庁さんの説明を聞いて、へえ、すごいなあと聞いているだけではもったいないと思っていたので、そこは今後も使えるようにしていただけるとありがたいと思っています。 それとは別に、2. の辺りとか、特に「青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた」という部分が、機器のつくり方やソフトウェアに関してという前提だと思っていたのですが、これに関する部分が警察庁からの有害情報のフィルタリング事業者への提供しかないということは、ちょっと悲しいというか、寂しいものがあると思います。そういう意味で、 <u>「青少年保護・バイ・デザイン」が何を意味しているのかということも含めて、今の曾我部先生のお話とかも含めて、御検討いただいで、この進捗とかを考えていただけるといいかと思いました。</u> そういう意味で、ほかのところなどでも、対策が普及啓発に寄っているところがあるのではないかと思います。例えば、 <u>その下の民間団体の支援などや、その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に関する支援なども、ICT Conferenceとなっており、これ自体は非常に重要な活動なのですが、活動としてあげられるものはこれだけではないのではないかと思います。</u> 利用環境の整備にはもっと何かいろいろな手段があるはずで、そういう意味で、 <u>この進捗と各省庁さんの活動について、改めてポイントなどを考えてもいいか</u> と思いました。	
2	2	(4)インターネット・リテラシーに関する指標等を活用した取組の推進	10	52	2	竹内委員	私は以前、ILASに関わったとき、2つ感じました。 <u>1つは問題がものすごく多く、使っている用語が難しく、解答した生徒がかなり大変そうでした。もうすこし簡易化できないか、</u> ということです。 <u>もう1つは、中学生や小学生向けが必要だ</u> ということです。私も少しやりかけたのですが、結局頓挫しました。もう少し少ない質問数でできるようなものが理想です。例えばネット依存だと、キンバリー・ヤング氏の「ネット依存スクリーニングテスト」は8問に「はい」「いいえ」で答えるだけです。ここまで簡便でなくても、簡易的に、しかも、言葉も簡単にできないかをそろそろ考えていく時期かもしれません。経年評価をする必要があるので、同じものをやっていく重要性も認識していますが、 <u>低年齢化が進んだ今、検討する必要はある</u> と思います。	(総務省) しっかりと受けとめて、簡易版というか、また、チェックリスト的なものもあるでしょうし、色々な形で取り組んでいただくことが重要だと思っていますので、このILASも指標だけ取っていても、それをちゃんと広げていかないと意味がないと思っておりまして、 <u>そういう観点も含めて、今回の見直しをきっかけに、次の世代でどのようにやっていくのかというのをしっかり考えていきたい</u> と思います。

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
2	2	(4)インターネット・リテラシーに関する指標等を活用した取組の推進	11	52	3	上沼委員	これは今後の検討課題ということでコメントするのですが、インターネットの利用時間がどんどん増えていくのは、もうある意味当然だと思われま。というのは色々なものが全てインターネットにつながっている、やはり今後、インターネットを使って何をしているのかをもっと重要視するような形の統計になるといいのではと思っております。インターネットを使っているかどうかというより、インターネットを使って何をしているかが重要なのではないかと思います。ある意味インターネットで動画を見てのとテレビを見てのとは同じカテゴリーだし、インターネットでゲームしているのと端末とか据え置きでゲームしているのも多分同じカテゴリーだったりするのではないかなと思うのです。そういう実際にインターネットが日常生活に組み込まれている前提で統計をどうするかという形にすると、もっとわかりやすいかなと思いました。もう少しテレビとか何とかと分けるのではなくて、もう動画を見てるとか、ゲームをしているとか、インターネットとそうではないのを混ぜてしまってもいいのではないかなぐらいの意見だということです。	(内閣府) 機械はテレビなのですから、コンテンツとしてはインターネットを見ているというので、これをインターネットというのかテレビというのか、確かにあまり差はないと思いますけれども、一応あくまでもインターネットの利用状況と表題がつきますと、そこはちょっとわけざるを得ないかなと、ただ、分析の仕方についてはまた考えていく必要があるかなとは私も考えてはおりますので、ありがとうございました。
2	2	(4)インターネット・リテラシーに関する指標等を活用した取組の推進	29	55	6	上沼委員	(再掲) 環境整備法の立上げが基本的にはアクセス制限になっているのが不十分ではないか、という点について、改めて考える時期なのではないかと思っています。今までは、発信の部分は普及啓発で頑張らましよう、青少年は有害情報の接触の機会を最低限にするという形で守らましようという話だったので、インターネットをどんどん使わせようということだったら発信も当然視野に入ります。発信も行うという前提の中でどうするかということを考えていかないと、発信したいという子にフィルタリングをかけても意味がないとか、単純にフィルタリングを外すだけのことになってしまうので、そこを考えなければいけないなと思ました。これは、コメントです。 また、フィルタリングの認知について、「知っていた」が減って「何となく知っていた」が増えるという先ほどの最後の部分は、恐らくいろいろな言葉、「ペアレンタルコントロール」とか、「スクリーンタイム」など、類似の概念を示す複数の言葉が存在するために言葉がだんだん難しくなままって、わけが分からなくなっているということの一つの表れかなと思ました。質問ではなくてこれもコメントになってしまったのですけれども、その辺も含めて、今後、考えていかないといけないかなと思ました。	-
2	2	(4)インターネット・リテラシーに関する指標等を活用した取組の推進	9	52	1	竹内委員	(再掲) まず1つ目は、低年齢化です。私が関わっている内閣府の調査では、ネットの利用率が2歳で過半数を超えています。この会議が始まったころは、対象は主に高校生でしたが、この結果から、もっと対象を下げていくべきです。ILASができた2012年頃は、対象は高校生だけで良かったのですが、今リテラシーを問わないといけないのは中学生、もっと言えば小学生だと思ます。 2つ目は予算のことです。文科省さんがよい対策をされておられますが、ネット対策の予算も減って困っている地域があります。私も長く、地域でのスマホ等の対策や、ネット依存対策キャンプ等に関わっていますが、このあたりの予算確保をお願いしたいです。青少年のネット問題が社会問題になったのは2010年ごろで、そのころに決まった方針のままずっと来ていますが、対象年齢や対象の行為含めて、見直す時期に来ていると思ます。私も2015年ぐらいのときに安心協を通じてILASの改訂にちょっと関わって頓挫した経験があるのですけれども、リテラシー云々するのは、高校生より今は中学生、小学生だと思ます。何かそのようなことを具体的に、内閣府のこの会議でやっていると、どんどん色々な自治体とかが右へ倣えてきてくれるのではないかなと思ます。	(文部科学省) 文科省では、御説明したとおり様々な啓発ですとか、先ほどちょっと触れ損ないましたけれども、ネットの体験活動を通じた取組なども行っているところがございます。御指摘も受けて、対象年齢とかは確かにこれから検討していく必要があるかなと思ますので、参考にさせていただきます。 (総務省) 低年齢化のところはしっかりと捉えていかなくてはいけないと思っております。ILAS自体は定点観測ということで、引き続き高校1年生を対象にということも続けていくということも重要かと思っておりますけれども、やはり低年齢のリテラシーがどうなっているのか、使い始めるときからの子供たちのリテラシーを高めていく取組はしっかりと考えていかなくてはいけないと思っておりますので、総務省としても低年齢化にしっかりと対応した取組をさらに考えていきたいと思っておりますし、また、先生の御指摘、アドバイスもいただければと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。
2	2	(4)インターネット・リテラシーに関する指標等を活用した取組の推進	30	55	7	中川座長代理	例えば、私がよく行く市町村の教育委員会ですと、低年齢層に入っている小学生の群、つまり、6歳から9歳と、青少年に入っている小学生の10歳以上を比べてみると、非常に見づらかったのですね。これから先、経年変化を取るという意味ではいたずらに動かすべきではないと思ます、GIGA端末も今は第2フェーズに入ってきたと思うのです。そうすると、 <u>小学生の1年生から6年生、低学年、中・高学年でどう違ってくるのか、そういう比較も対象に入れていかなくてはいけない</u> と思ったときに、今のこの区分でいいのかどうかということも、ぜひまた別の機会に検討していただければと思ました。	-

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
2	3	(1)ペアレンタルコントロールによる対応の啓発の促進	17	53	5	竹内委員	<p>通信の秘密も第三者が見るから通信の秘密であって、これは曾我部先生に聞きたいのですが、<u>親が我が子を見るのに通信の秘密は要るかどうか</u>が問題、それが一つ。</p> <p>あと、エースチャイルドのFilii(フィリー)が全国的に普及したらいと思っていますが、あれはAppleが提供しないから、Androidしか使われない。あれが本当にいいと思うならAppleに働きかけて全部ができるように、日本に提供しているのにAppleが中の仕様を出さないというのはえらい話で、黒船問題になるかもしれませんが、その辺りはもしかしたらこれから私たちが国として取り組んでいくときの大きな問題になってくるのではないかと思います。曾我部先生、どうなのですか。親が子供のものを見るよきの通信の秘密。</p> <p>(回答を踏まえ)今おっしゃるように、<u>その中で小学生が使うときにはみたいなこと、今は荒唐無稽な夢物語かもしれませんが、これからやっていくときにはその辺まで突っ込んだ議論をした上で、できないのだったらなぜできないか、ちゃんと考えながらやっていくというのが重要ではないか</u>と思います。</p>	<p>(曾我部委員)今の点について総務省が何か解釈を示しているかというのは承知しておりませんが、また総務省から御説明が可能であれば別途頂きたいと思いますが、それとは別に個人的に申し上げると、年齢ではないですかね。小学生ぐらいであれば可能だけれども、中学生になればやはり個人の別人格だということが出てきますので、<u>可能だとしても一定年齢までということになるか</u>と思います。</p> <p>(上沼委員)通信の秘密関係のところを考えていたことを追加します。通信の秘密の関係で、ずっと前にミニメールのことで検討したときには、親が見るということは考えていなくて、メールを送受信できるということは本人が判断できるという前提で、本人が同意すればいいという考え方だったと思います。ただ、<u>子供がどのくらいから自分のやっていることを判断できるか</u>について、日本の法令であまり考えていないとか、<u>財産的行為の話はきっちり書いてあるのですが、個人情報に関する同意の話など精神的な部分については明確になっておらず、個人情報委のFAQなどを見ても、何となく中学生ぐらいみたいな感じのふわっとした書きぶりになっていて、あまり正面から論じられていないのです。そういうところも含めて、子供がどのくらいから意思決定できるか</u>というのを決めてもいいのではないかと、<u>要するに個人の発達段階で判断するという考え方では、はっきりできないので、ほかの国みたいに13歳とか決めるのがいいのではないか</u>と、思っていました。個人的な考えです。</p>
2	3	(2)インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」など適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組への支援	19	54	2	上沼委員	<p>親子のルールが重要だというのはこの間の山口先生の御発表からも出てきていました。親子のルールとほかのいろいろな手段がセットでないと結局なかなかうまくいかないというのは分かっているところだと思います。先ほどのお話にも佐川さんの話もありましたが、本人がルールの目的を理解していなければ、ルールをなかなか守らないというのはそのとおりだと思います。ただ、難しいのは低学年の人たちで、<u>低学年の人たちにインターネットがどういうものか</u>というのを幾ら分かってもらおうと思っても、なかなかそこを理解してもらうことは難しいと思います。親子関係や家庭の姿勢に関わる部分をここで議論するのはあまり適切ではないのでは、と個人的に思っているのですが、それを敢えて言ってしまうと、最終的には、「<u>親なのだから子どもは親の言うことを守りなさい</u>」というふうな、最後は「<u>親だから</u>」というキーワードによることも必要なのではないかとずっと思っています。悔しかったら自分で生活しろと親に言われて育ってきた世代なので、<u>基本的には話し合っ</u>て決めるのが原則ではあるのですが、<u>さっき出ていた反抗期の人たちに対する姿勢もそうですが、親が子どもに言うことを聞かせることを怖がってはいけない</u>とは思っているところです。</p>	<p>(尾花参考人)おっしゃるとおりで、<u>お子さんが自分で自主的に学んだり体験したりすることが自分の行動に活かせる年齢になればいいのですが、その前段階はやはり親がコントロールしてあげなくては難しいでしょう。ただし、窮屈にしてしめつけてしまうのではなく、子供のためにやっていることが伝わるような方法であれば、親が決めてもいいのかなと</u>。小さい子には思いがちゃんと伝わる、理解できる、納得するような方法で親がコントロールしてあげることは大賛成です。ありがとうございます。</p>
2	3	(2)インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」など適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組への支援	15	53	3	尾上委員	<p>(再掲)私も関心のあるところは持ち帰りのところで、<u>情報リテラシー教育に関しては家庭も一緒にやらないといけ</u>ないと思っております、先ほどいろいろなお話が出ましたが、<u>ルールをつくって持ち帰りさせるということよりは、安全・安心だ</u>ということを保護者に理解させることのほうが、<u>がちがちにならなくていいのかな</u>と思っております。</p> <p>また、<u>家庭でインターネットにつなぐときには、先ほどのウェブサイトにも必ずつながってから入るとか、せ</u>っかく使うのであれば何かそういう仕掛けが必要ということとともに、<u>子供が持って帰って保護者と一緒にやるべきことがないか</u>ということで、<u>いろいろな仕掛け方がある</u>と思います。</p> <p>また、<u>何回かに一度は失敗させてみる</u>ということも大事かと思えます。学校の中ですばらしいカリキュラムを組まれてやれるところはまだ少ないと思います。こうやって先駆的にやられているところが、<u>試験的になるか</u>もしれませんが、<u>そういう仕掛けをしてい</u>きながら、<u>事例をどんどん蓄えてい</u>って、<u>子供たち、家庭もリテラシー教育のアップ</u>とか、<u>いろいろなところにつな</u>げていけるのではないかと思います。</p> <p>併せて、<u>保護者と学校の関わり方もGIGAスクールによって大分変わ</u>ってきていると思います。そこをうまく使うということも、これは学校サイドで考えるというよりは文科省とか教育委員会、<u>そういったところが考え</u>なければいけないことだとは思いますが、<u>積極的に保護者が関わ</u>っていくことによって<u>保護者自身の情報量も最新版に切り替</u>えられていきますし、<u>国が伝えたいことがし</u>っかり伝わっていくという機会になるのではないかと思いますので、<u>この端末をうまく使</u>いこなすということが大事かと思えます。ただ、津下先生のように学級経営をしかりやられる方もいらっしゃると思いますが、<u>先ほどの竹内先生の話とも重なり</u>ますが、<u>なかなかうまくい</u>かないクラスも当然ながらあると思います。それをカバーできる仕組みがどういったところにあるのか、私のほうでは分かりにくいところですが、<u>竹内先生とか有識者の方を中心</u>にそういうところをしかりカバーしていくということが大事かと思いました。</p>	-

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
2	3	(2)インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」など適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組への支援	23	54	6	佐川委員	やはり親子コミュニケーション、ルールの必要性や目指すところというところの共通認識をどうつくっていくか、そこが普遍的なところとして一番大事なのかなと改めて感じた。	(尾花参考人) デジタルに関しては納得させられる理由が必要だ、技術が必要だと思ってしまう、だから理詰めで話さないといけないと考えてしまう、そこに引っかかりがあるような気がします。その辺りを私たちの活動や様々な場面での資料提供みたいなことでもう少し柔軟に対応していただけるように促せればいいのでしょうし、本当に技術的に教えなくてはいけないところは情報の科目などでやっていただける部分だと思います。
2	3	(2)インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」など適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組への支援	18	54	1	竹内委員	少し、和歌山サミットでの話をします。「スマホについて親と話したい」という子が多かったので、不思議に思って聞いてみました。すると、「実はお母ちゃんとスマホ使用について話し合いたいけど、反抗期なので難しい」と言っていました。もう自分たちだけでは無理なので、親子で相談したいと思っています。 結局尾花さんの一番言いたかったことは、大人は説教するのではなく、子どもが納得するように一緒に考えてあげることが重要、その辺りだと思います。	(尾花参考人) 誰かが決めてくれないと、自分一人守ることができたとしても、みんなで守れない。今の子供たちは普段のコミュニケーションのツールとしてSNSも使いますし、ゲームも使います。常に誰かと一緒にいるので、みんなとともに守るのだとしたら、誰かが決めてくれないと、自分が勝手に決めても駄目だということに、コロナ前から子供たちは気づいていたんです。コロナでみんなが一緒に使うようになって、誰かが決めてくれないという意識がどんどん広がって行って、今、声となって戻ってきているような状態ではないかなと思います。竹内先生のお話に大いに賛同いたします。
2	3	(2)インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」など適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組への支援	21	54	4	竹内委員	中学生までは強制しなくてはいけないルールと自立のために強制してはいけないルールとの分かれるところが大事で、今日は最近の発表の中で尾花さん一番切れているなと思ったのですが、その辺りの大人側の立ち位置として、命がけでも守らなくてはいけないところと子供に考えさせて納得させなくてはいけないところの区別は非常に重要だと思って非常に私も刺激を受けましたけれども、尾花さん、そういうことですね。	(尾花参考人) おっしゃるとおりです。 また、昨日の総務省さんのワーキングの中で柏市の佐和先生がおっしゃっていた情報ですが、小学校入学時にGIGA端末を渡そうとすると、うちの子には渡さないでくださいという保護者がいるとのこと。幼稚園のころからネットを使いすぎてすごく困ったのに、今端末を渡されたら困るというのが理由だそうです、その実情を伺ってびっくりしました。ですから、竹内先生がおっしゃるように、GIGA端末はGIGA端末の役割をメインにしたある程度の制限と解放をうまくコントロールして、それも年齢や学齢に応じた形できちんとした安全な環境をつくって渡してあげる、使い方のソフトな面のルールも保護者と共有してもらおうということが大事なのではないかなと改めて感じた次第です。
2	3	(3)容易化されたフィルタリング設定についての青少年及び保護者への更なる周知啓発	27	55	4	竹内委員	(再掲) 各省庁が熱心に取り組んでおられることは私も同感ですが、中川先生がおっしゃるように、多くの方に見てもらおう工夫は急務だと思います。また、曾我部先生や上沼先生がおっしゃったように、時代が進んでしまったことに対する工夫も必要だと思います。例えば、内閣府の調査で、2歳児の62%がネット利用をしていることがわかっていて、さらに小学校1年生はGIGAスクール構想で全員が学校で情報端末を使うという新しい時代に入っています。別の会議でも発言したことを再度話します。小学校の先生(50代男性)から、「児童が映っている写真がネット炎上している」と相談されたときのことで、その先生は「誹謗中傷相談窓口 性的な画像」で出てきたある協会に相談しようとしたら電話相談ができないので、文部科学省の電話相談に電話をしたら「ネットのことは対応できないので子どもの人権110番を紹介します」と言われたそうですが、電話が繋がらなかった。困った先生は市教委に相談したら警察に電話すると言われ、近所の交番でやっと話を聞いてもらえたそうです。警察は事情を聞いてくれたのですが、問題の画像を消してしまっていたので、対応に時間がかかっている、という状況です。先生の知識のなさをなじることは簡単ですが、先生方もどうしていいかわかりません。参考になるサイトだけでなく、トラブル対応についても、わかりやすくしていく必要があると思います。年配の先生は特に、ネットでの対応ではなく、対面、できれば電話対応を希望されます。そのあたりも重要だと思います。新しい時代に対応するために、6次計画では、その辺りについても見直さなければいけないと改めて感じています。特に、今おっしゃったようなフィルタリングの容易化です。私は高校生には説明できるけれども、小学校1年生への説明は難しいです。ですから時代に対応したフィルタリングを実装しているかどうかに加え、小学校1年生への配慮が重要です。その辺りは、第1次計画や第2次計画の頃からは明らかに変わったので、私たちは真正面から向き合っていく必要があると思います。	

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
2	4	(2)保護者等に対する効果的な啓発等の在り方の検討・推進	42	55	19	山本委員	<p>(再掲3/4) フィルタリングの利用者数あるいは率は、私ども業界の立場で公表させていただいておりますけれども、向上してきております。この法律ができた頃から比べれば、大幅に上昇してきております。ただ、最近の現状を申しますと、内閣府の調査とは少し率が違うのですけれども、総務省の会合等で報告している、あるいは私どもの業界団体のホームページで公表している資料で、加入率も、有効化率も、有効化率は今は「事業者設定率」と言っていますけれども、大体ここ2、3年ぐらいは70%台でずっと推移しておりまして、なかなかそこから上にはいかないということが正直な状況でございます。その理由の分析などはしていないのですけれども、先ほど来、各委員から御議論があったような、あるいは、事務局から御説明があったような、いろいろな事情、状況があるかと思えます。もちろん、一方で、保護者向けにも、店頭に来られた方々を中心に、周知啓発はしているのですけれども、それだけでは、例えば、<u>フィルタリングの利用率を、80%、90%、100%に近づけていく</u>ということは、私ども業界側の努力だけではどうしても難しいかなんということは感じている状況でございます。そういう中で、先ほど来、お話がありますように、GIGAスクールでのGIGA端末の普及、低年齢化が広がっていく中で、<u>新たな取組が必要ではないか</u>ということも感じております。その一方で、<u>新たな規制みたいなお話も少しあったのか</u>もしれないのですけれども、環境整備法の基本的な目的は、リテラシー、青少年が自分でインターネットを活用できる能力を高めるということが基本にあることからすれば、規制というよりも、そのような目的に対して、民間事業者としても、自主的・自発的な取組を中心にして、<u>そのような環境ができるように取り組んでいくことが第一</u>だろうと考えておりますので、そういう点では、いろいろな形で御協力できることはさせていただきたいと思っております。ただ、新しい取組について、<u>私どもがデバイスとして提供している携帯電話だけではない</u>ということもありますので、その辺の全体的なところはまたこの検討会の中でいろいろと御議論いただければありがたいと思っております。</p>	
3	2	(1)利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリング等の実現に向けた取組	26	55	3	上沼委員	<p>(再掲1/2) 1-1の進捗状況の部分についてです。今のお話と関連して聞いていたのですけれども、各省庁様からの御説明をきいていると、「1. 教育及び啓発活動の推進」が中心となっているような印象を受けました。<u>普及啓発に関する情報は、なるべくポータルサイトを作成してそこにアップしていただければ</u>、ということは、私も、この前、申し上げたところです。いつも省庁さんの説明を聞いて、へえ、すごいなあと聞いているだけではもったいないと思っていたので、そこは今後も使えるようにしていただけるとありがたいと思っております。</p> <p>それとは別に、2. の辺りとか、特に「<u>青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた</u>」という部分が、<u>機器のつくり方やソフトウェアに関してという前提だ</u>と思っていたのですけれども、これに関する部分が警察庁からの有害情報のフィルタリング事業者への提供しかないということは、ちょっと悲しいというか、寂しいものがあると思えます。そういう意味で、「<u>青少年保護・バイ・デザイン</u>」が何を意味しているのかということも含めて、今の曾我部先生のお話とかも含めて、御検討いただいて、この進捗とかを考えていただけるといいと思いました。</p> <p>そういう意味で、ほかのところなどでも、対策が普及啓発に寄っているところがあるのではないかと思います。例えば、<u>その下の民間団体の支援</u>などや、<u>その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に関する支援</u>なども、ICT Conferenceとなっており、これ自体は非常に重要な活動なのですが、<u>活動としてあげられるものはこれだけではないのではないかと</u>も思います。利用環境の整備にはもっと何かいろいろな手段があるはずで、そういう意味で、この進捗と各省庁さんの活動について、改めてポイントなどを考えてもいいかと思いました。</p>	

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
3	2	(3)青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等への対応	2	51	2	竹内委員	<p>(再掲2/2) 例えばフィルタリング一つとっても統一感がない。例えば、一番シェアが多いデジタルアーツの担当者に聞いたら、今、彼らが使っている標準では、「自殺をほのめかす言葉」はブロックされますが、「死ね」等の言葉は書けます。担当者に聞くと、「全国のパッケージとしてそういう形になっている」と。各地で聞いてみると、確かにそうなっています。そういう判断を情報担当の者に任せられて、生徒指導はもとより、上層部も知らないことも多い。情報担当が独自の判断でやっている場合も多くあります。</p> <p>色々な考えがあると思いますけれども、私は、文房具であるパソコンで「死ね」は書けないでいいと思います。個人の端末のフィルタリングは親の同意が必要ですが、<u>学校で使う文房具だから、親の一言を取って、こういうフィルターをかけますぐらいのことをしながらやっていくことが、学校で安心してGIGA端末を使うというのは重要なことだと思います。</u></p> <p>ある自治体で、中学生や小学生が書けない単語を考える取り組みをしています。デジタルアーツ社か、カスタマイズして書けないようにしてくれます。そういう取り組みが必要だと思います。<u>中学生とフィルタリング会社の協働です。先ほどの高校生も言っていましたけれども、上の年代が下の年代のことを言うのは簡単なのです。上の年代が下の年代にできるようなシステム作りみたいなものをやっていれば、その辺も一つの答えではないか</u>と思います。</p>	-
3	2	(3)青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等への対応	32	55	9	上沼委員	<p>検討の視点で、利用時間の長時間化と低年齢層の利用率はもう前から何度も出ているところなので、これはぜひ入れていただきたいと思っているのですけれども、3つ目が保護者の取組でいいのかどうなのかは気になることです。青少年が利用するという前提のときに、それは全部保護者の責任と負担としていいのかということが気になります。最初に曾我部先生の御意見にもあったように、<u>容易化の話などは本当はデバイス側でやってもらいたいところでもありますし、利用を前提に青少年の保護を考えると、技術的な枠組みのところも必要で、それは保護者だけでは対応が無理だと思います。フィルタリングの利用率は重要ですが、保護者にフィルタリングを利用させるというだけでは、もう足りないと思うのですよね。そういう意味で、3つ目は、青少年によるネットの利用を前提としてとか、そういう感じの視点のほうが、実態には合っているかな</u>と思いました。</p>	<p>(こども家庭庁) この案のところで「保護者の取組」と書きましたのは、結局、今の第5次基本計画が、大きな3本柱として、フィルタリングの普及の向上、リテラシー教育、ペアレンタルコントロールでやっていることも踏まえまして、③保護者の取組と特出しさせていただきましたけれども、今、上沼委員がおっしゃいましたとおり、たしか5次計画をつくる際も技術的なところをもっと考えなければいけないのではないかと考えた動きが、当時も。</p> <p>確かに重要なことでありまして、ただ、私というか、こども家庭庁から見ると、<u>デバイスの技術のところについて、自分たちでこうしよう</u>と明確に言えるものがあまりないものですから、あまり踏み込んで書いていないという部分は確かにあるのですけれども、<u>政府全体として見た場合に、先ほどのいわゆるメーカーや事業者の部分も含めて、技術的なことも何か書いていくべきではないか</u>といったところは当然あると思います。決してそれはやらなくていいと言っているつもりはございませんけれども、ここには明記していないものですから、今日曾我部先生がおっしゃった内容あるいは今上沼先生がおっしゃった内容は、今後、6次計画に向けて、検討の対象としては非常に重要な点だと、それは受け止めておりますので、そのように進めていきたいと思っております。<u>場合によっては、また事業者さんのヒアリングをやるとか、そういったことも、過去にもやっていますし、先進的な取組があれば、それをもっと普及させよう</u>といったこともあると思いますので、<u>そういう議論の材料がありましたら、提供していただければ、次回以降、この検討会でまた取り上げていきたい</u>と思っておりますので、よろしくお願いたします。</p>
3	2	(3)青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等への対応	46	56	2	上沼委員	<p>今回、総務省さんでおつくりになられたもののロードマップがICTの利活用のためにどのような点を重視し、能力というか、必要な部分を伸ばしていくとかという視点でつくられていますので、先ほど御説明いただいたように、<u>青少年の利活用を前提として今後のものを考えていくという視点において、今回のロードマップ、非常に重要な部分がある</u>と思います。そういう意味で、あと、<u>中川先生がおっしゃったような省庁間の連携も含めて、必要な部分は多い</u>と思います。そういう趣旨で申し上げました。</p>	<p>(木村座長) ありがとうございます。先ほど課長から御説明があった、文言を修正した部分などに大きく影響する話なのかなと思うのですけれども、むしろ、<u>利活用という点を重視して策定する必要が</u>あるだろうという御指摘かと思っております。</p>

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
3	2	(3)青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等への対応	25	55	2	曾我部委員	<p>環境整備法には、20条でソフトウェア開発事業者の努力義務、21条で特定サーバー管理者の努力義務など、努力義務が事業者に対して幾つか課されているところがございます。これが基本計画ではあまり強調されていないのですが、例えば、今日の資料にはないので恐縮ですが、第5次計画の11ページ辺りに、「製造事業者のフィルタリング利用容易化措置義務やOS開発事業者の利用容易化措置円滑化の努力義務の実施を徹底する」という一言ぐらひはありまして、一応努力義務の話が計画にはあると思います。これが今回のフォローアップにどのように反映されているのかということをお伺いしたいのですが、先ほどの各省庁さんの御説明においては、中心を占めるのは啓発・教育であったかと思いますが、事業者に対して、これは努力義務ですらかなかなか強制するわけにはいかないということは当然承知しているのですが、一定の働きかけあるいはその調査は可能かと思ひまして、この辺りについてどうなっているのかということをお伺いしたいと思ひます。</p> <p>今の点で半ばお答えはいただいているのですが、もちろん調査は重要だと思ひますが、例えば、実装していればよいとはなっていない、開発事業者ですので、利用を容易にする措置を講じるということがあります。実際にどれくらい容易になっているか、つまり、対応しているかどうかだけではなくて、それが使いやすいものになっているのかといったところまで調査をなさっているのかといった辺りも含めて、お伺いしたいと思ひました次第です。あるいは、それを踏まえて、もう少し改善を具体的にお願いするとか、そういった踏み込んだ対応が努力義務の枠内でも可能ではないかと思ひましたということでございます。</p> <p>おっしゃるとおりでありまして、法律上はもう少し踏み込んでできるかなと思ひますことと、実際に、青少年の間で、ゲーム機器とか、いろいろなもので接続するということは、後ほどの議題で紹介されます調査でも明らかになっておりますので、そういったところにも目を向けていくことがいいのではないかと思ひました次第です。</p>	<p>(経済産業省) 経済産業省では、基本的には、先ほどの資料で示したとおり、努力義務をお願いしている立場ではあり、フィルタリングの実装状況を教えていただき、まとめているところでございます。</p> <p>毎年、5月・11月に、関係する事業者にフィルタリング等の対応状況の調査をしております。</p> <p>その点に関しましては、行っておりません。努力義務の範囲で、各社に、フィルタリングの導入や、ペアレンタルコントロール機能の紹介、ホームページでの情報発信など、そういった情報を我々にフィードバックしていただくようお願いしております。使い勝手といったところまでは事業者からは伺っておりません。</p>
3	2	(3)青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等への対応	16	53	4	竹内委員	<p>尼崎市と一緒に入りまして、デジタルアーツ社と出入りの業者を集めて月に1回、問題検討会をするわけです。教育委員会の生徒指導と情報担当、両方併せてくると、やはり時間管理が難しい。やっていくと問題が出てきて、市全体で時間を決めると怒る校長がいるというのです。そんな早くに終われるか、そんな遅くに、小学校が9時という、8時だ、6時だ、市が今さら統一できないというわけです。そうしたら、そこで「やめる」となってきたので、考えて、デジタルアーツ社に学校ごとに端末で設定できないかと言ったら、それができるようになって、学校ごとの設定ができるようにデジタルアーツ社の仕様を変えてやってもらったのです。その辺りが私の到達点かなと思ひます。</p> <p>何が言いたいかというと、学校だけでも無理で、もちろん津下先生だけでも無理で、業者だけでも無理です。業者の人にこっちの新しい問題意識を定期的に集まってやっていく体制づくりも必要だし、例えば尾上さんのように、そこには保護者が入っていないので難しい。私は尼崎のPTA会長と友達ではないので来てくれないので、言っておいてください。そういういろんな人の問題意識を集めていったらいいのではないかと思ひます。それが2つ目です。</p> <p>3つ目は、フィルタリングを入れている自治体が7割なのです。7割のうちの53%ぐらいがデジタルアーツ社なのです。何で入れていないかという、国が4万5000円しか出さなかったから、その中ではお金が足りないと言われて、危険なことに3割の自治体はフィルタリングを入れているのです。7割のうち、今、デジタルアーツが状況的にはいいのだけれども、高いから別のところにしたという自治体があります。三木市ですが、そういう感じで、どの会社がいいとか悪いとか、それは正当な自由競争の中、こっちがこれにしろとは言えませんが、こういうところが問題で、こういうことをしていけば課題になってくるという、津下先生のようなすばらしい方々の実践を私たちが俯瞰して、それを全国に当てはめるといふ作業を誰かしないといけません。これは津下先生一人では無理なので、内閣府の方とか、今日聞いておられるいろんな方々が一緒に考えていただく。せっかくの津下先生のグッドプラクティスを国に広げていくというのはそういうことなのではないかと思ひます。</p>	-

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
3	2	(3)青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等への対応	42	55	19	山本委員	<p>(再掲4/4) フィルタリングの利用者数あるいは率は、私ども業界の立場で公表させていただいておりますけれども、向上してきております。この法律ができた頃から比べれば、大幅に上昇してきております。ただ、最近の現状を申しますと、内閣府の調査とは少し率が違うのですけれども、総務省の会合等で報告している、あるいは私どもの業界団体のホームページで公表している資料で、加入率も、有効化率も、有効化率は今は「事業者設定率」と言っていますけれども、大体ここ2、3年ぐらいは70%台でずっと推移しておりまして、なかなかそこから上にはいかないということが正直な状況でございます。その理由の分析などはしていないのですけれども、先ほど来、各委員から御議論があったような、あるいは、事務局から御説明があったような、いろいろな事情、状況があるかと思えます。もちろん、一方で、保護者向けにも、店頭に来られた方々を中心に、周知啓発はしているのですけれども、それだけでは、例えば、フィルタリングの利用率を、80%、90%、100%に近づけていくということは、私ども業界側の努力だけではどうしても難しいかなということを感じている状況でございます。そういう中で、先ほど来、お話がありますように、GIGAスクールでのGIGA端末の普及、低年齢化が広がっていく中で、新たな取組が必要ではないかということも感じております。その一方で、新たな規制みたいなお話も少しあったのかもしれないのですけれども、環境整備法の基本的な目的は、リテラシー、青少年が自分でインターネットを活用できる能力を高めるということが基本にあることからすれば、規制というよりも、そのような目的に対して、民間事業者としても、自主的・自発的な取組を中心にして、そのような環境ができるように取り組んでいくことが第一だろうと考えておりますので、そういう点では、いろいろな形で御協力できることはさせていただきたいと思っております。ただ、新しい取組について、私どもがデバイスとして提供している携帯電話だけではないということもありますので、その辺の全体的なところはまたこの検討会の中でいろいろと御議論いただければありがたいと思っております。</p>	
3	3	(2)インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」など適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組への支援	41	55	18	曾我部委員	<p>法律が、2008年に制定されて、あまり実質的な改正がないという中で、<u>基本的にはガラケーの通信キャリア中心の構造になっているということが、引き続き、法律の立てつけになっている。</u>しかし、<u>実際には、スマートフォンが普及して、携帯キャリア中心の規律が一方で不十分になっている、他方では、携帯キャリアに過剰な負担がかかっているのではないかと、つまり、自分たちがコントロールできないことまで負担を負わされているのではないかと、そういう意味で、綻びが出ているということ。</u>先ほど竹内先生ほかから御指摘がありましたように、GIGA端末を含めて、先ほど私も発言させていただきましたゲーム機を含めて、端末も多様化している中で、<u>法律の立てつけ全体が古くなっていないのではないかと、他方で、現在では、コンテンツプロバイダーの役割が本来はもっと大きいのではないかと思うわけです。</u>一応環境整備法にも特定サーバーの管理者の努力義務というものがあるので、すけれども、こちらについては、例えば、先ほども言及しました第5次の計画を検索してみると、<u>特定サーバーという単語は一度も出てこないわけです。特定サーバー管理者への努力義務の働きかけが現状はないという形にも見える中で、全体を、リバランスといいますか、考え直す必要が出てきているのではないかと考えるわけです。</u>ただ、法改正となるとなかなか大ごとですので、一応、提案としては、<u>2段階といいますか、現状でできることがもう少しあるのではないかと</u>ということ。まず、<u>次期の計画においては、先ほど申し上げた特定サーバー管理者の努力義務も含めて、現行の事業者の努力義務が幾つかあります。</u>例えば、<u>こういったところを計画の中にもう少し活用するような形で入れていくことをまずは1段階目として考え、その後、法改正もにらんだ検討を行うということをして</u>みてはいかかかと思ったりもするわけですので、上沼先生がおっしゃったことあるいは竹内先生がおっしゃったことは大分前から言われていることですので、何らかの対応が求められるのではないかと考える次第です。</p>	

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
4	2	(1)モデル約款策定等の体制整備の支援	41	55	18	曾我部委員	<p>(再掲1/2) 法律が、2008年に制定されて、あまり実質的な改正がないという中で、<u>基本的にはガラケーの通信キャリア中心の構造になっているということが、引き続き、法律の立てつけになっている。しかし、実際には、スマートフォンが普及して、携帯キャリア中心の規律が一方で不十分になっている、他方では、携帯キャリアに過剰な負担がかかっているのではないか、つまり、自分たちがコントロールできないことまで負担を負わされているのではないか、そういう意味で、綻びが出ているということ。</u>先ほど竹内先生ほかから御指摘がありましたように、GIGA端末を含めて、先ほど私も発言させていただきましたゲーム機を含めて、端末も多様化している中で、<u>法律の立てつけ全体が古くなっているのではないか、他方で、現在では、コンテンツプロバイダーの役割が本来はもっと大きいのではないかと思うわけです。</u>一応環境整備法にも特定サーバーの管理者の努力義務というものがあるのですけれども、こちらについては、例えば、先ほども言及しました第5次の計画を検索してみると、<u>特定サーバーという単語は一度も出てこないわけです。特定サーバー管理者への努力義務の働きかけが現状はないという形にも見える中で、全体を、リバランスといいますが、考え直す必要が出てきているのではないかと考えるわけです。</u>ただ、法改正となるとなかなか大ごとですので、一応、提案としては、<u>2段階といいますが、現状でできることがもう少しあるのではないかと</u>いうことです。まず、<u>次期の計画においては、先ほど申し上げた特定サーバー管理者の努力義務も含めて、現行の事業者の努力義務が幾つかあります。例えば、こういったところを計画の中にもう少し活用するような形で入れていくことをまずは1段階目として考え、その後、法改正もにらんだ検討を行うということをしてみてはいかがかと思ったりもするわけですので、上沼先生がおっしゃったことあるいは竹内先生がおっしゃったことは大分前から言われていることですので、何らかの対応が求められるのではないかと考える次第です。</u></p>	
4	2	(2)SNS事業者等による自主的取組の促進	43	55	20	竹内委員	<p><u>携帯電話事業者に過剰な負担がかかっている。</u>私はいろいろな海外の研究者とも交流がありますが、日本ではフィルタリングは基本、携帯電話事業者が負担するので無料ですが、諸外国では普通は、1,000円ぐらいかかります。日本が珍しいです。2008年頃、EMAというフィルタリングについて考えるような第三者機関をつくったことも珍しい。非常に珍しい国で、当時は、世界の最先端でしたが、今ではかなり追い越されつつある印象です。これは私がまとめた警察庁の資料なのですが、平成15年ぐらいから、モバゲー、グリー、ミクシィという国内のサイトで起こったトラブルがどんどん減っていったのです。平成20年のときに、いろいろな法律が変わって、出会い系サイトでの犯罪被害は画期的に減ったのですが、今度は出会い系サイト以外の普通のSNSでの被害が増えました。さらにここでまた頑張ったのですが、スマートフォンが若者に普及するにつれて、課題がどんどん大きくなってきた、という感じです。2012年ぐらいが転換点だったと思いますが、私も当時、いろいろな会議で意見を言いました。「今のフィルタリングはスマホでは難しいから新しい方略が必要だ」と強く主張したのですが、当時、スマートフォンの利用率が3%だったので、「3%なので、時期尚早だろう」となったことを覚えています。それが今、<u>スマートフォン所持率は9割を超えています。はっきりと課題が出ているのですから、ここで手を打たなければなりません。</u>過去10年、20年、30年を振り返っていくと、<u>私たちがやらなければいけないことはおのずと分かってきます。</u>曾我部先生が、携帯会社に過度な負担がかかっているのではないかと。先ほども言いましたけれども、私もそう思っています。<u>国内だけでやっていくことには限界があって、例えば、今のネット上の大きな問題は、ツイッター、インスタグラム、そういうところで起きています。国内の会社で起きるとどんどん指導は入れられますけれども、グローバルではなかなか難しいということも出てきているので、国外の事業者への対応も当然必要です。</u></p>	

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
4	3. 青少年のインターネット上の問題に関する相談対応等に対する支援		57	57	6	竹内委員	<p>異業種との協働の中で教材は鍛えられると思うのです。奥様との協働、素晴らしいと思います。私も、いろんな人や団体と協働しています。例えば上沼先生と一緒に講演したりすると強い刺激を受けます。今、日本は、先ほどおっしゃったとおり、<u>内閣府、経済産業省、文科省等が、それぞれ独自に作っている感じがします。せっかくですから今後、協働していく方向がよいと思います。こどものために大人が縦割りを超えて協働する。その辺りがこれからの方向性だと思います。縦割りは縦割りでいいと思います。それぞれの専門性があってやっていく。縦割りが悪いことばかりとは思わないのですが、専門性を十分に発揮したうえで協働すると、すばらしいと思います。</u></p> <p><u>こどもたちの多くは、大人が知らないまま、実際は多くの危険に遭遇しています。多くのこどもは、何とか自力で危険を回避しています。私たちが、危ないよと言っても、自分で乗り越えているから、「大人が都市伝説を話している」と冷笑します。こどもたちが今の加賀谷さんの話を聞いたら、この人は専門家らしい、先生ではない、別の人がしゃべっているらしいというところで専門性を感じて、その人が言うことだから聞くのです。実際にこどもたちの生活に根づいたような場面とか、そういうのを出しながらやっていく。学校の先生だけでは難しいので、そこを縦割りの詳しい方、IPAの方と一緒にやっていく。その辺がこれからの方向性ではないかと思えます。</u></p>	<p>(情報処理推進機構) 異業種で育てていくというのは、まさにそのとおりだと思っています。相談窓口の分野でも相談窓口連絡会を組織しておりまして、例えば国民生活センター、迷惑メール相談センター、警察もいたりというような、まさに異業種なのですが、<u>公的な相談窓口を運営しているところがお互いにノウハウを共有するとともに、ワンストップで相談対応をしてみようという思いなので、たらい回しをしたくない。</u></p> <p>例えばサイバー詐欺という問題ですと、身近なところだと最寄りの自治体の消費者センターに電話することが多いのですけれども、契約云々に関するところは消費者センターが強いのですが、パソコンとかスマホがおかしくなっているのではないのかとか、犯人を捕まえてくれとかいうのは消費者センターではないのです。そういったように、例えば同じサイバー詐欺という一つの問題でもいろんな専門分野が絡んでいるというのは痛感しておりまして、<u>異業種で一つの問題について強みを持ち寄ってやっていくというのはすごくいいのかなと思います。特に教育ですと、文科省さんの柱がまず一番太いと思いますので、そういったところで何かしら私どもも絡みながら、技術的なところ、いいコンテンツを求められているという声があれば、それに合わせて整備していくというのがいいのかなと思いました。</u></p>
4	4 その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に対する支援		26	55	3	上沼委員	<p>(再掲2/2) 1-1の進捗状況の部分についてです。今のお話と関連して聞いていたのですけれども、各省庁様からの御説明をきいていると、「1. 教育及び啓発活動の推進」が中心となっているような印象を受けました。<u>普及啓発に関する情報は、なるべくポータルサイトを作成してそこにアップしていただければ、</u>ということは、私も、この前、申し上げたところですが、いつも省庁さんの説明を聞いて、へえ、すごいなあと聞いているだけではもったいないと思っていたので、そこは今後も使えるようにしていただけるとありがたいと思っています。</p> <p>それとは別に、2. の辺りとか、特に「青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた」という部分が、機器のつくり方やソフトウェアに関してという前提だと思っていたのですけれども、これに関する部分が警察庁からの有害情報のフィルタリング事業者への提供しかないということは、ちょっと悲しいというか、寂しいものがあると思います。そういう意味で、「<u>青少年保護・バイ・デザイン</u>」が何を意味しているのかということも含めて、今の曾我部先生のお話とかも含めて、御検討いただいて、この進捗とかを考えていただけるといいと思いました。</p> <p>そういう意味で、ほかのところなどでも、対策が普及啓発に寄っているところがあるのではないかと思います。例えば、<u>その下の民間団体の支援などや、その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に関する支援なども、ICT Conference</u>となっており、これ自体は非常に重要な活動なのですが、<u>活動としてあげられるものはこれだけではないのではないかなとも思います。利用環境の整備にはもっと何かいろいろな手段があるはずで、</u>そういう意味で、この進捗と各省庁さんの活動について、改めてポイントなどを考えてもいいかと思いました。</p>	
6	1国における推進体制		45	56	1	中川座長代理	<p>これ自体は本当に (ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会) 事務局でクリアにまとめてくださって、そのとおりだと思いますけれども、先ほどありましたが、<u>本当に関係各所との連携というものが私はすごくやはり大事になってきていると思っていて、特に本委員会はいろいろな省庁が絡んでいますので、ぜひその辺の関係各所との調整</u>といいますか、言葉とか、あるいは能力についての比較とか、そういうことを今後も進めていただければありがたい。これは総務省だけに言っているわけではもちろんなくて、関わっている省庁の方々にもお願いしたいなと思っています。</p>	

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
6	4基本計画の見直し等		40	55	17	上沼委員	<p>(再掲) ネット環境の変化は非常に早いのですが、環境整備法が、制定されてから、実質的な改正が1回しかないのです。これはさすがに遅くないですかと思っております。しかも、スマートフォンが出るたびに、スマートフォンのフィルタリングの対応が必要であるというお話をさんざん申し上げていたのですが…。スマートフォンのほうが安いから、絶対に今から対策をしないと間に合わないという話をしていたのですけれども、そのときは、スマートフォンの青少年年齢での普及率がそんなに大したことはないから今検討すべき立法事実がないみたいなお話になっており、対応をしないうちに、スマートフォンが爆発的に子どもたちにも普及してしまっ、それまでうまく回っていたフィルタリングの環境から、フィルタリングがない状態で使うことが前提となって変わってしまったということがあったわけなのです。今、GIGA端末が入って、また大きな転換点があるので、そこはムーブに乗りたいというか、過去に乗りそこなったという感じがするので、ここはぜひ乗りたいと思っております。そういう意味で、ドラスティックな考え方があっていいかなと思っております。さっきの視点で、長時間化と低年齢化は事実として出ているのですけれども、利用するという前提のときに何を対策していく必要があるのか、ということを実際に考えておく必要があります。わちゃわちゃになってしまっからでは間に合わないのです。うまく利用するためのやり方を教わらないままネットネイティブの人たちが増えていくということは悲しいかなと思うので、そういう意味で、ドラスティックな考え方をもう一度検討してもらえたらいいかなと、過去の10年間をもって思いました。</p>	
6	4基本計画の見直し等		41	55	18	曾我部委員	<p>(再掲2/2) 法律が、2008年に制定されて、あまり実質的な改正がないという中で、<u>基本的にはガラケーの通信キャリア中心の構造になっているということが、引き続き、法律の立てつけになっている</u>。しかし、実際には、スマートフォンが普及して、携帯キャリア中心の規律が一方で不十分になっている、他方では、携帯キャリアに過剰な負担がかかっているのではないかと、つまり、自分たちがコントロールできないことまで負担を負わされているのではないかと、そういう意味で、綻びが出ているということ。先ほど竹内先生ほかから御指摘がありましたように、GIGA端末を含めて、先ほど私も発言させていただきましたゲーム機を含めて、端末も多様化している中で、<u>法律の立てつけ全体が古くなっているのではないかと、他方で、現在では、コンテンツプロバイダーの役割が本来はもっと大きいのではないかと</u>思うわけです。一応環境整備法にも特定サーバーの管理者の努力義務というものがあるのですけれども、こちらについては、例えば、先ほども言及しました第5次の計画を検索してみると、特定サーバーという単語は一度も出てこないわけです。特定サーバー管理者への努力義務の働きかけが現状はないという形にも見える中で、全体を、リバランスといいますか、考え直す必要が出てきているのではないかと考えるわけです。ただ、法改正となるとなかなか大ごとですので、一応、提案としては、2段階といいますか、現状でできることがもう少しあるのではないかと、ということ。まず、<u>次期の計画においては、先ほど申し上げた特定サーバー管理者の努力義務も含めて、現行の事業者の努力義務が幾つかあります</u>。例えば、こういったところを計画の中にもう少し活用するような形で入れていくことをまずは1段階目として考え、その後、法改正もにらんだ検討を行うということをしてはいかかかと思ったりもするわけですので、上沼先生がおっしゃったことあるいは竹内先生がおっしゃったことは大分前から言われていることですので、何らかの対応が求められるのではないかと考える次第です。</p>	
-			33	55	10	上沼委員	<p>技術的に書きにくいということも分かるので、もしそうだったら、<u>保護者の取組の部分</u>を、<u>利用を前提とした取組</u>とか、そういう方向にしてもらえると、いろいろなことが検討できるかなと思ったので、そういう感じも検討していただければと思います。</p>	<p>(こども家庭庁) 資料3 (当面の進め方) を以下のとおり修正し、差し替え。 2. 検討の視点 「③保護者の取組」 → 「③青少年の利用を前提とした取組」</p>

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
-			49	56	5	尾上委員	<p>保護者より会社に関わる方々へのアプローチというものが、私も関わっている会社が数社あるので、いろいろ話をしているのですが、なかなか伝えられないといいますか、伝えにくい状況がありましたので、特に保護者に関しては割と、お子さんがいるせいか、しっかりと情報を取りに行くという動きを見るのですが、それ以外の方に関しては、特に高齢者はなかなか情報源がないというようなところと、同年代の会話をやってもなかなかそこまで浸透しないなということと、逆に若い世代から話をされても、何を言っているのだというような、そういったやり取りが結構聞こえてきたので、<u>企業全体で研修するにしても、すごく幅広いので、1つの教材だけで収まらないのだとか、何回もやらないといけないとか、いろいろなことを思いながら、このロードマップをうまく浸透するためにはどんな切り口がいいのかなということを考えていったということ</u>です。</p> <p>保護者の部分に関しては、先ほども申しましたように、触れる機会が多いし、学校からの情報も当然あるし、GIGAスクールが始まっていろいろな情報が流されていると思いますので、そこから切り口として進めていければなというふうには考えております。</p>	<p>(木村座長) どうもありがとうございました。</p> <p>もちろん、本会議は青少年インターネット環境整備ということですので、青少年がターゲットということになるのかと思うのですけれども、<u>その中でもやはり立場によって随分違うのかもしれないし、先ほどの例で言うと、年齢層でも違うということになるのかもしれないので、その点も十分注意していく必要があるかなというふうには思います。</u> どうもありがとうございます。</p>
-			22	54	5	執行委員	<p>(高校生に向けての質疑) ICT能力の向上に向けた取り組みは、イメージだけでやるとなかなか難しい気がいたします。皆さんは生まれたときから生活の中で身近にデジタルに接してきていますから、<u>どういうところまで能力を向上させたいのかという具体的な目標を設定して、共有した上で取り組んでいかれると、より効率的なのかな</u>と思いました。</p>	<p>(高校生応答) <u>そういったものをつくるに当たって何が必要なのかというのをワークショップで学べたら</u>と考えています。</p>
-			50	56	6	曾我部委員	<p>今、現場の声の吸い上げですとか当事者の声の吸い上げという話題が出ましたので、コメントを何点かささせていただきますと、ちょうど、今、こども家庭庁にこの会議も移管されたことということですが、<u>こども家庭庁におかれましては、やはりこどもの、若者の声を直接聞くのだということ</u>をかなり打ち出しておられるというふうにお聞きしております、<u>この会議もまさに青少年のインターネット利用というものがテーマでございますので、この会議においてもそういう視点を取り入れるということが重要なかな</u>と思ったりもいたします。</p> <p>他方で、さっき出てきた総務省の会議でも、私の承知している範囲では若者を委員に入れたりしているという例も最近もあるようでございますので、全体的にそういうトレンドが出てきているという中で、<u>青少年の問題を主テーマにするこの会議においても同様の配慮をされるのがいいのかな</u>と思ひましてコメントさせていただきます次第です。</p>	<p>(木村座長) どうもありがとうございました。これまでも、適宜、当事者の声を聞くというのはやってきたかと思うのですけれども、今、御指摘のとおり、政府全体なのでしょうか、<u>当事者の声を重視する傾向がある</u>というのは、今、御指摘いただいて改めて認識いたしました。今後の検討に当たってもその視点は忘れないようにしたいと存じます。</p>
-			24	55	1	中川座長代理	<p>一つ一つの省庁がどういうことをやられたか非常によく分かるのですが、<u>全体を俯瞰して見られるようなもの</u>が、ユーザー側というか、実際に関わる側にはないのでしょうか。もしあったら教えてほしいのですが、例えば、<u>星取表みたいなもの</u>ですかね、対象が誰なのか、イベントなのか成果物なのか研修なのか、利用促進なのか防止なのか、人権なのかモラルなのかネットリテラシーなのかネット依存なのか安心・安全なのか、<u>自分にはこれとこれが関係あるな</u>みたいことがぱっと一目で分かるようなものが何かあるといいなと感じていたのですけれども、いかがでしょうか。</p>	<p>(こども家庭庁) 政府全体が、デジタル庁の仕切りで、確かホームページ等もつくるようになっているので、あまり勝手にいじれない部分も一部あるようなのですけれども、いじれるようになった時点で、もう少し見やすいものにしてという話を、たしか去年の秋ぐらいに、一度御説明させていただいたことがございます。申し訳ないのですが、それがまだできていない状態です。それは、<u>今年度、取り組んでいこうとは思っております。</u> 取り急ぎ分かりやすいものと言われるとなかなか難しいのですが、今御説明いただいた各省庁さん、特に総務省さんなどは非常にコンテンツとかも多いと思いますので、そういう目立つところを見ていただくか、あるいは、<u>内閣府の今のホームページでも、結局は内閣府の取組というよりは今御発表いただいた各省庁さんのホームページとリンクを張るような形にして御関心のあるところを見られる形にはなっております</u>けれども、それがまだあまりユーザーフレンドリーでないという御指摘を昨年も多々いただいておりますので、それは今後また改善していきたいと考えております。</p> <p>昨年いただいた宿題がまだできていないという形で甚だ恐縮ではございますけれども、現状としては、そういう状況でございます。</p>
-			47	56	3	中川座長代理	<p>先ほど総務省さんの御発表のときにも申したとおりなのですが、これはやはり見る側からすると、例えば青少年対象といったときに、<u>見る側は1人</u>ですので、それぞれ出てきたもの等の何か境界線とか、あるいは能力の文言とか、<u>そういうことで混乱がないようにぜひしていただきたい</u>という趣旨で発言させていただきました。</p>	<p>(木村座長) ありがとうございます。そうしますと、こちらの委員会での<u>次期の基本計画の策定に当たっても、他省庁のことも十分踏まえつつ策定する必要がある</u>という御指摘かなと思うのですけれども、細かいこと言えば、<u>文言等も含めて</u>ということかと存じます。</p>

第X	のX	(X)	通し番号	回次	発言番号	発言者	検討会内での意見	検討会内での回答
-			48	56	4	榎田委員	ロードマップを見させていただきました。非常によくまとまっていて、そのとおりだなと思っております。ただ、関係省庁から出てきたものが意外と現場とかけ離れているということもありますし、やはりせっかく私がここに委員でありますので、 <u>現場で調査をしたいとか、本当に現場はどうなっているのかという意見をぜひ吸い上げていただきたいな</u> と思います。	(木村座長) ありがとうございます。現場というものは本当に大事かと思っておりますので、榎田委員も今後ともどうぞよろしく願いいたします。
-			7	51	7	牧田委員	今のGIGAスクールの課題として2つあるわけです。環境整備と活用支援というところですが、この会議で問題になるのは、多分、環境整備の部分でいかに運用をしていくかということだと思いますが、その活用支援というところで、今、高校の現場で何が起きているかという、先生方がいわゆるそのコンテンツを作れないのです。要するに、どう使ったらいいか非常に悩んでおられて、それを作るためにまた時間がかかって、結局、最終的に狙っている働き方改革までは到底進まないと思っています。その原因は何かという、私は、デジタル化とDX化というのを混同しているというか。文科省さんのこのチーム名はまさにデジタル化なのですね。本当は、DX化チームというふうにするといいのかなと思うのですが、つまり、今、デジタル化することに躍起になっていて、デジタルを活用してトランスフォームするところまで行ってないのです。恐らく、この先そういったことが課題になってくると思うので、私は、 <u>アプリケーションというか、そういうコンテンツを文科省さんが主導して学校なり教育委員会に提供するという動きが必要になってくるのではないかと</u> と思っています。例えば、数学の問題を解かせていって、どこかで間違うわけですね。間違ったところで、これが間違うところの部分が分かっていないとか。今も、 <u>実は予備校や塾ではそういうのはAIを使ってどんどんやっているのですけれども、そういったことを普通の学校教育に落とし込んでいく、まさにそのツールがこのGIGAスクールというか、デジタルの力だと思っていますし、個別最適な学びというのはそういうところで実現できていくのではないかと</u> 思うので、その辺はぜひお忘れなくお取り組みいただければと思っています。	(文部科学省) 先生がおっしゃったところは私どもも課題と受け止めておりまして、デジタルイノベーション、デジタルイノベーション、デジタルトランスフォーメーションという3段階あるとしたら、今、私どもはデジタルイノベーション、デジタルイノベーションあたりをひた走っているという状況は偽らざるところです。一方で、先生がおっしゃったような様々なコンテンツだったり、データの利活用といったところも目指していくべきですし、やらねばならないと思っておりまして、先生方、お手元に資料があるのであれば、3ページの資料の下のほうに<今後の展開>というのが少し小さい字で書いてあります。この辺には、 <u>コンテンツの充実ですね。我々、MEXCBT(メクビット)と言っていますが、オンラインでの学習システムを、今、無料で実証事業として始めました。文部科学省の全国学力調査の問題などはたくさん良問が使って自動で採点ができる仕組みになっております。また、全国学力学習状況調査のCBT化ですとか、校務のデジタル化や、様々な先生方から御指導をいただいたように、生徒指導であったり、福祉との連携をしたデータの利活用だったり、そういったところが本当の教育のありようを改革していくことにつながっていく部分だ</u> と思います。ちなみに、文部科学省のDX室が、初等中等教育局ではなくて総合教育局に設置しておりまして、今、未来の学びについて手だてを講じているところでもあります。こういったところと連携するとともに、政府ではデジタル庁デジタル大臣も設置されております。こういったところとも我々は日々連携して手だてを進めていますので、 <u>環境面については、足らざるところがあればデジタル庁との連携も推進力として大いに進めていきたい</u> と思っています。
-			6	51	6	榎田委員	ハード面です。 <u>通信ネットワーク環境整備の補助金が今年度だったら出ます</u> ということで、 <u>どの市町村も一斉にWi-Fiが整備された</u> と思うのですが、これで、保健室に登校する子ども、今まで不登校だったけれども、教室には入れないけれども相談室ならばという子にも同じ授業を提供できるなど喜んでいたり、 <u>ここでの予算は普通教室の学習教室のみです</u> ということで、保健室も相談室も特別支援教室にもWi-Fiが届いていません。学校によって、例えば職員室の隣に保健室があれば接続できるのですが、それは一校一校全く環境が違う話で、せっかく何かタブレットを持って学校へ来て保健室で勉強しようと思ったら、Wi-Fiが全く届かないという環境で困っています。 <u>もう少しプラスで予算をいただきたい</u> ということがあります。それから、 <u>大型提示装置なの</u> ですが、こちら先生方にタブレットが配付されたことで、つなげばすぐに授業ができるということで、本区は全教員が活用しています。しかし、残念ながら、 <u>図工、音楽、家庭科、算数少人数教室には大型で提示するものがない</u> のです。特に家庭科であれば、 <u>手元を見せるとか、裁縫をやっているところを見せたい</u> といってもできない。どうするかというと、 <u>1台のプロジェクターを持って</u> いって、白い壁に映して、それが取り合いになっているという状況なのです。授業で使うどの先生にももうちょっと便利だったらいいな、もう少し予算があったらいいなというのが私たちの願いです。運用していくことで、ソフト面もハード面も、こういうところは便利だけれども、ここはもうちょっと、というのが見えてきていますので、やはりまとめて声を伝えていきたいと思っています。学校も努力しますので、よろしく願います。	(文部科学省) まず1点目のネットワークにつきましては、確かに整備は一旦してみたのだけれども、やはりどこかがボトルネックになってつながらず、遅いといった声もあります。また、先生からの視点で、不登校のお子さんたちにとってはオンラインを使った学びというのが非常に効果的だったり、教室には入れないけれども保健室までは来られるといったお子さんにも学びの機会をという観点でも非常に重要な視点だと思っています。 <u>私どもの補助金は、もちろん保健室も含めて使えるようなものではあったのですが、それをどう予算化して、どの教室にアクセスポイント、ルーターなどを置いていくかというのが教育委員会の判断</u> というところもございまして。一方で、先ほど御説明した補正予算案で、先生からいただいた2点目の大型提示装置などにも使えるような予算を今回御用意いたしました。先生御指摘のように、 <u>早巻きで進めたGIGAスクール構想なので、幾つかの部分で足りない部分、そして、きしみが出ている部分</u> があります。今回の補正予算はもちろんですが、私ども文科省だけではなく、地方創生臨時交付金、または6.8兆円、この大規模な補正予算も生まれ、地方に配分されていくこととなります。こういったところをぜひ積極的に自治体で使っていただけるよう、我々も自治体の首長さんをはじめ、願っていきたく思いますし、先生方のほうからもぜひプッシュいただければと思っています。